



神奈川県

教育委員会

KANAGAWA

人権学習ワークシート集

— 人権教育実践のために 第18集 (小・中学校編) —

その気づきで
笑顔がふえる
世界が変わる



人権

神奈川県は
人権がすべての人に保障される
地域社会の実現をめざします。

子どもの人権

女性の人権

障がい者の人権

高齢者の人権

疾病等にかかる人権課題

同和問題 (部落差別)

外国籍県民等の人権

貧困等にかかる人権課題

犯罪被害者等の人権

北朝鮮当局によって拉致された被害者等

性的マイノリティの人権

インターネットによる人権侵害

様々な人権課題

神奈川県 / 神奈川県教育委員会



神奈川県

KANAGAWA

【Artist】 すぐる 【title】 かわらの家族
社会福祉法人財団法人の集会所の一つ、茅ヶ崎市鶴が島の団地の中で「スタジオ オルト」を中心に活動しているアーティスト、かわらのすぐる、ハンダ、がたつじりなど、動物をモチーフにして可愛らしい描き味が特徴。代表的な作品に「かわらの家族」(ハンダ)と「5匹のパンダ」がある。

【刊の会】
茅ヶ崎に暮らす人たちが、障がいがあっても、年をとっても住み慣れた地域で暮らし続け、社会参加もできるように活動してゆきたい、との思いから生まれました。茅ヶ崎市・菊川町を基本的な地域として広く、障がい者、高齢者、多業を対象に利用者の皆さんが「地域の宝で暮らしたい」という願いを大切に受け止め、総合的なサービスを提供しています。利用者のみなさんの社会参加の一環として茅ヶ崎団地が主催する「かわらの家族」(ハンダ)の出版活動に出版しています。

令和8年3月

目次

はじめに	2
学校教育における人権教育推進のために	2
ワークシート集の活用のしかたについて	4
人権学習ワークシート	
子どもの人権	
1 「みんなで考えよう、一人ひとりの権利」	5
2 「子どもの権利について知ろう」	10
女性の人権	
3 「男女共同参画社会の実現に向けて」	16
4 コラム「女性をめぐる課題と支援」	20
障がい者の人権	
5 「障がいのある人もない人も、ともに生きる社会にするために」	22
6 コラム「学校における合理的配慮について考えよう」	27
高齢者の人権	
7 「みんなは、どうする？こんなとき」	29
疾病等にかかる人権課題	
8 「「誰か」のことじゃない」	32
同和問題（部落差別）	
9 「正しく理解し、差別のない社会をつくろう」	35
外国籍県民等の人権	
10 「違いを認め合い、ともに生きる」	40
貧困等にかかる人権課題	
11 「ホームレスの人権を考えよう」	44
犯罪被害者等の人権	
12 「犯罪被害者やその家族の人権について考えよう」	49
北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権	
13 「自分事として考えよう」	54
性的マイノリティの人権	
14 「多様なセクシュアリティを大切にしよう！」	58
インターネットによる人権侵害	
15 「ちょっと待って、公開する前に ～気づく・感じる・考える～」	62
16 コラム「ネットは便利！でも、危険も…」	65
様々な人権課題	
・アイヌ民族の人権課題	
17 「アイヌ文化にふれてみよう」	67
・災害発生時の人権課題	
18 「大きな地しんが起きたときのことを考えよう」	72
・ケアラー（ヤングケアラー）の人権課題	
19 コラム「ヤングケアラーへの理解を深めよう」	76
・孤独・孤立による人権課題の深刻化	
20 コラム「人と人がつながり合う社会をめざして」	78
自己肯定感	
21 「自分だけのおし花をさかせよう」	79
多文化理解	
22 「カカンポン王国からの使者」	83
ミニワーク	
23 ミニワーク① 「みかたをかえれば、せいかいかわる！」	87
24 ミニワーク② 「他己紹介に挑戦しよう～クラスメイトになりきって自己紹介～」	87
参考資料など	90

はじめに

児童・生徒が人権尊重の理念である「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」を理解するとともに、それが態度や行動に現れるよう、学校教育のあらゆる場面で人権教育を行うことが求められています。

このワークシート集が、学校における人権教育推進のための一助となれば幸いです。

学校教育における人権教育推進のために

●人権、そして人権教育とは

「人権」とは、「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」です。「生きていたい」「自由でいたい」「幸福でいたい」という、すべての人に共通する3つの願いを支えるものです。

そして人権教育とは、自他の人権を正しく理解し、相互に尊重し合うという人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動、つまり「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認める」という気持ちを、水が土へと染みこんでいくように、自然にゆっくりと児童・生徒の心の中に育てていくことです。

●学校教育における人権教育の在り方について

各学校が人権教育に取り組むに際しては、人権に関わる概念や人権教育がめざすものを明確にし、教職員が十分理解した上で、組織的・計画的に取り組を進めることが大切です。

平成20年3月に文部科学省が制定した「人権教育の指導法の在り方について（第三次とりまとめ）」と、その後作成されたその補足資料は、人権教育を進める上での指針となっています。

「人権教育の指導法の在り方について（第三次とりまとめ）」では、学校教育における人権教育の目標を次のように示しています。

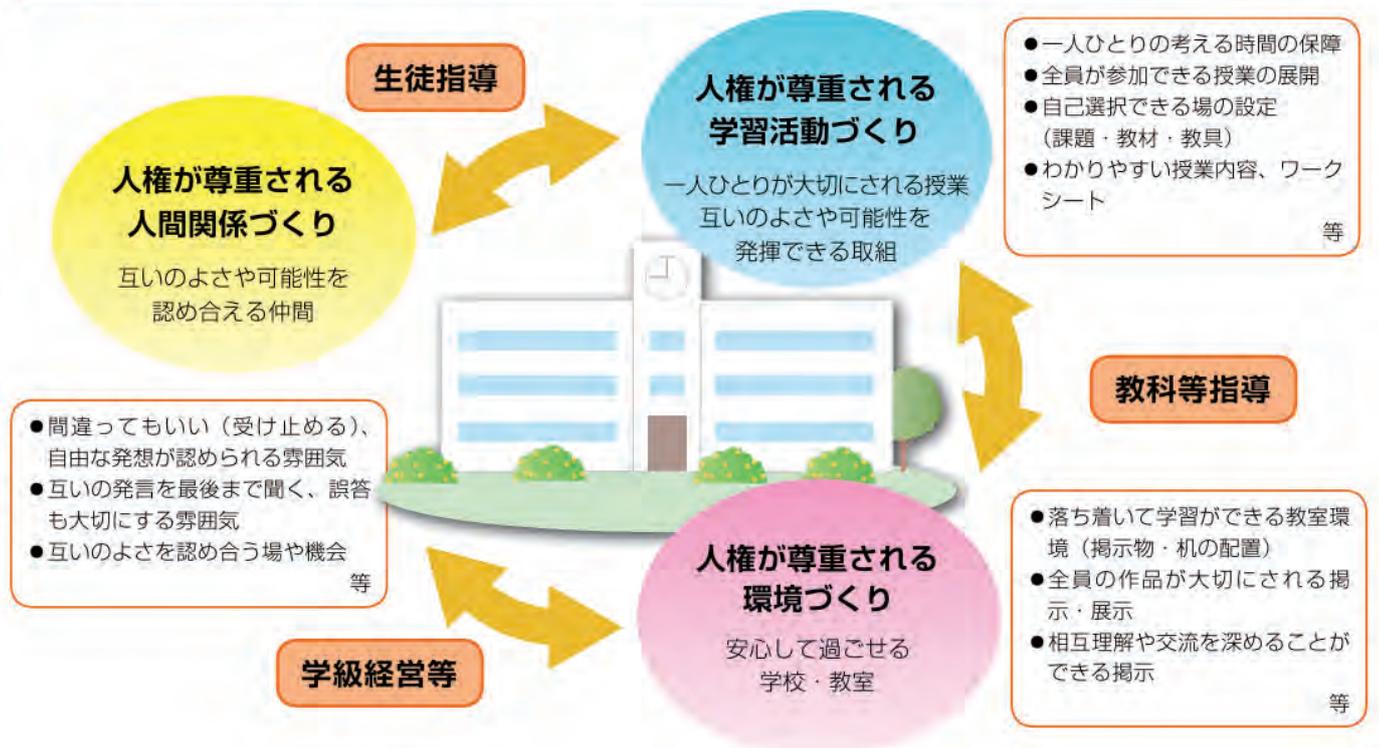
一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し〔自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること〕ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること

そのためには、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、その内容と意義についての知的理解を徹底し、深化することが必要となります。また、人権が持つ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受け止めるような感性や感覚、すなわち人権感覚を育成することが併せて必要となります。さらに、こうした知的理解と人権感覚を基盤として、自分と他者との人権擁護を実践しようとする意識、意欲や態度を向上させること、そしてその意欲や態度を実際の行為に結びつける実践力や行動力を育成することが求められます。

また、各学校においては、上記のような考え方を基本としつつ、児童・生徒や学校の実態等に応じて人権教育によって達成しようとする目標を具体的に設定し主体的な取組を進めることが必要である、とも示されています。

さらに、教科等指導、生徒指導、学級経営など、その活動の全体を通じて、人権尊重の精神に立った学校づくりを進めていくべきとし、教職員による厳しさと優しさを兼ね備えた指導と、全ての教職員の意識的な参画、児童・生徒の主体的な学級参加等を促進し、人権が尊重される学校教育を実現・維持するための環境整備に取り組むことが大切であるとされ、また、こうした基盤の上に、児童・生徒間の望ましい人間関係を形成し、人権尊重の意識と実践力を養う学習活動を展開していくことが求められます。

人権尊重の視点に立った学校づくり



教職員に求められる人権感覚

人権感覚とは、日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した際に、直感的にその出来事はおかしいと思う感性や、日常生活において人権への配慮が態度や行動に現れるような感覚です。

教職員は、児童・生徒に直接関わり、指導することでその心身の成長発達を促進し支援するという役割を担っています。したがって、児童・生徒一人ひとりの大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという姿勢で指導することが重要です。教職員には、自らの言動が児童・生徒の人権を侵害することにならないよう常に意識していくことが求められます。

1 教職員が人権尊重の理念を十分に理解すること

教職員が人権尊重の理念を十分に理解することが大切です。人権尊重の理念とは「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」です。これは全ての教育活動の基盤となるものです。

また、「かながわ人権施策推進指針（第2次改定版）」に示された人権課題について、正しい理解と認識を深めることが大切です。

2 教職員が一人ひとりの児童・生徒の人権を尊重すること

児童・生徒が自らの大切さが認められていることを実感できるような環境づくりに努めることが大切です。人権が尊重される学級・学校づくりを心がけ、日頃の関わりの中で、児童・生徒一人ひとりの大切さを教職員が自覚し、一人の人間として接する必要があります。

児童・生徒自身が「自分は大切にされている」という気持ちを持つことが児童・生徒の成長につながります。

3 学校の教育活動を常に検証すること

日々の教育活動を「児童・生徒の人権を大切にしているか」という観点から、常に振り返っていただくことが大切です。これまで、慣例的に行ってきた活動や指導方法についても、あらゆる視点から見直し、児童・生徒一人ひとりを大切にしたい教育活動が行われているかを点検することが重要です。

また、学校だよりや学級通信などの表現が人権に配慮したものとなっているか、掲載する写真の許諾をとっているかなど、作成する際に十分に検討する必要があります。

ワークシート集の活用のしかたについて

- 1 このワークシート集は、県内の公立幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校の教職員に、人権教育に取り組む際に活用していただくことをねらいとして作成しました。
- 2 このワークシート集は、「かながわ人権施策推進指針（第2次改定版）」を基に、それぞれの人権課題などについて誰もが取り組みやすいように作成しました。学習対象を小学校1～3年生、4～6年生、中学生、教職員（一部保護者を含む）に分けていますが、この区分にこだわらず、学校や学年、学級の実態に応じて活用してください。
- 3 このワークシート集は、題材ごとにワークの解説や展開例及びワークシートを掲載しています。ワークシートを使って実践する前に、解説や展開例の留意事項などを十分に参照してください。
- 4 このワークシート集に掲載している各ウェブサイトのURLは、令和8年2月時点のものです。
- 5 著作権上の制約があるため、別の冊子に収録したり、ワークシートの内容を変えて研究成果として発表したりするなど、授業や研修以外の目的で使用する場合には、神奈川県教育委員会に問い合わせてください。
- 6 各学校に配付されている「人権学習ワークシート集 一人権教育実践のために（小・中学校編）」の第16集及び第17集にも、ワークシートとその活用例を多数掲載しています。この機会にあらためてご覧になり、併せてご活用ください。
- 7 ワークシート集は、神奈川県ウェブサイトからもダウンロードできます。

神奈川県 人権教育学習教材

検索

● 学習を進めるにあたって ●

一人ひとりが安心して学習できるように、次の内容を確認してから学習を進めましょう。

- 一人ひとりの学習対象者が話し合いなどに参加しやすい雰囲気をつくりましょう。
- 他の人を傷つけるような言動があったときは、その学習の時間内で問題点を指摘し、適切に指導しましょう。
- 次の【学習の約束】を学習対象者に伝えましょう。

【学習の約束】 ※児童・生徒の発達段階に応じて、伝え方を工夫してください。

- 1 他の方の考え方を尊重し、意見や考えの違いを認め合えるようにしましょう。
- 2 ワーク中に出された個人的な内容は、この場限りとして、他の場では話さないようにしましょう。
- 3 様々な事情で、ワークシートに書いた内容を他の人に見せたくない場合や、話したくない場合などもあります。そのようなときは、その気持ちを尊重するようにしましょう。

1

子どもの人権

みんなで考えよう、一人ひとりの権利

1 対象

小学校1年生～6年生、中学生

2 ねらい

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」をもとに、子どもの権利について学び、自分の権利を知るとともに、他者の権利を尊重しようとする意識を高める。また、その意識を学級活動に生かそうとする態度を育てる。

3 準備するもの

- ワークシート
 - グループ用ワークシート（A3）
 - 資料
 - 「子どもの権利条約カード」（黒板掲示用）…ユニセフウェブサイトにてダウンロード可
 - 「子どもの権利条約カード」（各グループへの配付用）…ユニセフウェブサイトにてダウンロード可
【ダウンロードURL】<https://www.unicef.or.jp/kodomo/nani/siryo/pdf/cardbook.pdf>
- ※事前に学年や学級の実状に合わせて、子どもたちに考えさせたい条文を選んでおいてもよい。
- ※（目安）低学年：5～10枚程度 高学年：10～20枚程度 中学校：20～30枚程度



4 解説

このワークでは「子どもの権利条約」に示されている子どもの権利について、自らが権利の主体であることを知ると同時に、自分もクラスメイトも持っている「権利」について考え、お互いの権利を尊重しようとする意識を高めます。

ワークの中で、「子どもの権利条約カードブック（第1条～40条）」（日本ユニセフ協会）を使います。発達段階や学級の実状によって使用するカードの枚数を調整し、話し合いながらお互いの権利について学ぶことができます。また、このワークで話し合ったことを、「学級目標」づくりなどに活用することもできます。

5 教科などとのつながり

特別活動 など

6 進め方（展開例） 45分または50分

時間	学習の流れ（活動・内容）	留意事項	資料など
導入 6分	<p>◆学習の確認（2分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業の流れや留意点の説明を聞く。 <p>◆アイスブレーキング（4分）</p> <p>「自分の幸せ時間」</p> <ul style="list-style-type: none"> ①自分が一日のうちで、一番幸せだと感じる時間を個人で考える。 ②グループで伝え合う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業の流れを説明する。 ・P4〔学習の約束〕を伝える。 <ul style="list-style-type: none"> ・4人程度のグループで行う。 ・幸せだと感じる時間は、誰か（何か）によって守られている時間であることに気づけるとよい。 	

<p>展開 34分</p>	<p>◆アクティビティ（34分）</p> <p>①子どもの権利条約について知る。</p> <p>②学級で守られていると思う権利と守られていないと思う権利について、ワークシートの1に書く。</p> <p>③カードを使いながらグループで話し合う。</p> <p>④グループでの話し合いをもとに、「一人ひとりの権利が守られる学級をつくっていくために特に大切だと思う権利」と、その理由を考え、ワークシートの2に書く。</p> <p>⑤④についてグループで話し合う。</p> <p>⑥学級全体で「一人ひとりの権利が守られる学級をつくっていくために、特に大切だと思う権利」について話し合う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「子どもが安心して健やかに成長するためにはどのようなことが大切・必要か」について、子どもたちの発言を十分に聞いてから、「子どもの権利条約」を知らせる。 ・子どもの権利条約カードをグループに配付する。 ・1つに決められないときは「ベスト3」で考えるよう促す。 ・一人ひとりが自分の考えを持って、自分の意見を話すことも、権利の1つであることに気づけるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料 ・ワークシート ・子どもの権利条約カード（黒板掲示用） ・子どもの権利条約カード（グループ配付用） ・グループ用ワークシート
<p>まとめ 小学校 5分 中学校 10分</p>	<p>◆まとめ（小5分、中10分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利について感じたことや気づいたこと、お互いの権利が守られるためにどのような学級にしていきたいと思ったかを、ワークシートの3に書く。 <p>【中学生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループや全体で考えを共有する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・お互いの権利が守られるために、自分に何ができるかを考えることにつなげる。 ・児童・生徒の記述はまとめて学級に掲示したり、学級目標をつくったりする際に活用するとよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート
<ul style="list-style-type: none"> ・自分も権利を持っているように、他者も権利を持っている。お互いの権利を知ること ・お互いをより尊重することができる。 ・お互いの権利を守るために、自分にできることは何かを考えることが大切である。 			

<参考資料など>

- ・「『子どもの権利条約』を学級経営に生かそう」日本ユニセフ協会（令和6年12月）
<https://www.unicef.or.jp/kodomo/nani/siryu/pdf/CREhandbook.pdf>
- ・「子どもの権利条約カードブック」日本ユニセフ協会（令和4年8月）
<https://www.unicef.or.jp/kodomo/nani/siryu/pdf/cardbook.pdf>

みんなで考えよう、一人ひとりの権利

() 年 () 組 () 番 名前 _____

- 1 「子どもの権利条約カード」を見て、学級で守られていると思う権利はどれですか。また、守られていないと思う権利はありますか。（「第〇条」の番号だけでもよいです。）

まも 守られている	い どちらとも言えない	まも 守られていない
--------------	----------------	---------------

- 2 一人ひとりの権利が守られる学級をつくっていくために、学級で特に大切だと思う権利はどれですか。理由も書いてみましょう。1つに決められないときは、「ベスト3」を考えてみましょう。

えら 選んだもの	りゆう 理由
-------------	-----------

- 3 今日の授業を受けて、子どもの権利について感じたことや気づいたことはありますか。また、お互いの権利が守られるために、どのような学級にしていきたいと思いましたか。

<p>〈子どもの権利について感じたこと・気づいたこと〉</p>
<p>〈こんな学級にしていきたい（そのために自分ができそうなこと）〉</p>

こ け ん り じ ょ う や く
「子どもの権利条約カード」を置きながら、グループで話し合ってみましょう。

<p>まも 守られている</p>	<p>い どちらとも言えない</p>	<p>まも 守られていない</p>
----------------------	------------------------	-----------------------

子どもの権利条約ってなんだろう

この地球で暮らす子どもたち。みんなが幸せに、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長してほしい。それは、世界共通の願いです。

でも見わたしてみると、まずしい暮らしに苦しんでいたり、自然災害や戦争に巻き込まれたり、家族や住む家をなくしたり、学校に通えなかったり、暴力や差別を受けたり、子どもたちはさまざまな問題に直面していることがわかります。

そこで、世界の子どもと健やかな成長を守るために活動するユニセフ（国際連合児童基金）をはじめ、国際機関や世界の国々が協力して、世界のすべての子どもがもつ権利を定めた「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」を作り、ここに書かれた子どもの権利を守っていこうと約束しました。1989年のことです。日本も1994年にこの条約に入りました。2025年末時点で、196の国と地域がこの条約に入っており、これほど世界で広く受け入れられている条約はほかにありません。

「子どもの権利条約」4つの原則

子どもの権利条約の基本的な考え方は次の4つで表されます。それぞれ条文に書かれた権利であるとともに、あらゆる子どもの権利を考えるとときに合わせて考えることが大切な「原則」としてされています。

命を守られ成長できること

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

子どもにとって最もよいこと

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

意見を表明し考慮されること

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

差別のないこと

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

2

子どもの人権

子どもの権利について知ろう

1 対象

教職員、保護者

2 ねらい

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）を正しく知り、子どもを権利の主体ととらえ、大人と同様に一人の人間として持つ様々な権利を認めると同時に、成長の過程にあつて保護や配慮が必要な子どもならではの権利も大切にするという「子どもの権利」について学び、子どもとの適切な関わり合い方を知り、子どもの成長を支援できるようにする。

3 準備するもの

- ワークシート1
- ワークシート2
- 資料

4 解説

子どもの権利条約は、1989年11月20日、国連総会において採択されました。この条約は、子どもは「弱くて大人から守られる存在」という考え方から、「権利の主体」とあるという考え方に大きく転換させた条約です。子どもを権利の主体ととらえ、大人と同様に一人の人間として持つ様々な権利を認めると同時に、成長の過程にあつて保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めているということが、子どもの権利条約の特徴です。

子どもの権利条約においては、子どもが「権利の保有者」であり、それを守る「義務の担い手」は、国（政府）や大人です。国は、法律や政策などを通じて、条約に定められた子どもの権利の実現に努めます。また、子どもを育てる責任はまず保護者にあり、国がそれを支援するということが記載されています。

子どもの権利条約の4つの原則は、「差別の禁止」「子どもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「子どもの意見の尊重」であるとされています。これらの原則は、日本の子どもに関する基本的な法律である「こども基本法」にも取り入れられており、特に「子どもの意見の尊重」が積極的に進められています。

5 進め方（展開例） 50分

時間	本時の流れ（活動・内容）	留意事項	資料など
導入 15分	<p>◆本時の確認（2分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本時の流れや留意点の説明を聞く。 <p>◆アイスブレイキング（13分）</p> <p>「子どもは〇〇〇できる」</p> <p>①「〇〇〇」に当てはまるものを考え、ワークシート1に書く。</p> <p>②グループで自己紹介を行った後、考えた文を発表し、自由に感想を共有する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本時の流れを説明する。 ・P4【学習の約束】を伝える。 ・4人程度のグループで行う。 ・思いついた内容をできる限りたくさん書く。 ・グループの中で、それぞれの言葉を認め合ったり、回答の意図を聞いたりするよう促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート1

<p>展開 30分</p>	<p>◆アクティビティ（30分） 「子どもの権利について知ろう」</p> <p>①「子どもの権利条約」について知り、子どもは権利の主体であるということ学ぶ。</p> <p>②4つの原則を知る。</p> <p>③ワークシート2の右側の欄を考え、書く。</p> <p>④グループで考えたことを共有する。</p>	<p>・資料を配付し、説明する。</p> <p>・大人と同様に一人の人間として持つ様々な権利を認めるという視点をおさえる。</p> <p>・どのような意見でも否定せず、肯定的に受け止めるようにする。</p>	<p>・資料</p> <p>・ワークシート2</p>
<p>まとめ 5分</p>	<p>◆まとめ（5分）</p> <p>・まとめの話を聞く。</p>	<p>・子どもには自分の意見を表明する権利や、様々な活動に参加する権利などがあり、大人と同様に人権を有している存在である。</p> <p>・一人ひとりが自分らしさを大切に、同じように他の人のその人らしさも認め合っていくことが大事である。</p>	

<参考資料など>

- ・「子どもの権利条約」日本ユニセフ協会ウェブサイト <https://www.unicef.or.jp/crc/>
- ・「読んでみよう！『子どもの権利条約』第1～40条」日本ユニセフ協会抄訳
<https://www.unicef.or.jp/kodomo/nani/siryu/pdf/CRCshouyaku/picture.pdf>



- ・「相模原市子どもの権利条例」相模原市ウェブサイト
- ・「川崎市子どもの権利に関する条例」川崎市ウェブサイト

「子どもは〇〇〇できる」

「〇〇〇」に当てはまるものを考え、できるだけたくさん書きましょう。

子どもは できる	子どもは できる

子どもの権利について知ろう

子どもの権利条約の基本的な考え方は次の4つで表されます。それぞれ条文に書かれた権利であるとともに、あらゆる子どもの権利を考えるとときに合わせて考えることが大切な「原則」であるとされています。

それぞれの原則について知るとともに、右側の欄を考え、書いてみましょう。

<p>差別の禁止（差別のないこと）</p> <p>すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。</p>	<p>身の回りで起きている子どもに対する差別はありますか。また、どのようにして解消できるでしょうか。</p>
<p>子どもの最善の利益 （子どもにとって最もよいこと）</p> <p>子どもに関することが決められ、行われるときは、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。</p>	<p>「子どもにとって最もよいこと」とはどのようなことでしょうか。</p>
<p>生命、生存及び発達に対する権利 （命を守られ成長できること）</p> <p>すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。</p>	<p>「子どもの命が守られていない・能力を十分に伸ばしていない状況」とはどのような状況でしょうか。</p>
<p>子どもの意見の尊重 （意見を表明し考慮されること）</p> <p>子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。</p>	<p>大人として、どのようなときに「子どもの意見を尊重している」と感じますか。</p>

よ読んでみよう！ 「子どもの権利条約」 第1～40条 日本ユニセフ協会抄訳

第1条 【子どもの定義】

18歳になっていない人を子どもとします。



第2条 【差別的禁止】

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、性のちがい、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。



第3条 【子どもにもっともよいことを】

子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。



第4条 【国の義務】

国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。



第5条 【親の指導を尊重】

親（保護者）は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。



第6条 【生きる権利・育つ権利】

すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。



第7条 【名前・国籍をもつ権利】

子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、できるかぎり親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。



第8条 【名前・国籍・家族関係が守られる権利】

国は、子どもが、名前や国籍、家族の関係など、自分が自分であることを示すものをむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。



第9条 【親と引き離されない権利】

子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から、引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができます。



第10条 【別々の国にいる親と会える権利】

国は、別々の国にいる親と子どもが会ったり、一緒にくらしたりするために、国を出入りできるよう配慮します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。



第11条 【よその国に連れさられない権利】

国は、子どもが国の外へ連れさられたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにします。



第12条 【意見を表す権利】

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。



第13条 【表現の自由】

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。



第14条 【思想・良心・宗教の自由】

子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。



第15条 【結社・集会の自由】

子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくらったり、集会を行ったりする権利をもっています。



第16条 【プライバシー・名誉の保護】

子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。



第17条 【適切な情報の入手】

子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報が多く提供されるようにすすめて、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。



第18条 【子どもの養育はまず親に責任】

子どもを育てる責任は、まずその両親（保護者）にあります。国はその手助けをします。



第19条 【あらゆる暴力からの保護】

どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。



第20条 【家庭をうばわれた子どもの保護】

家庭をうばわれた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にいることができなくなった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらおうなど、国から守ってもらふことができます。



※「子どもの権利条約」は前文と54条の条文から成り立っています。日本ユニセフ協会では具体的な子どもの権利を定めた第1〜40条を、わかりやすい抄訳として公開しています。



第21条【養子縁組】

子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい親（保護者）のことなどをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。



第22条【難民の子ども】

自分の国の政府からはく書をはがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。



第23条【障がいのある子ども】

心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。



第24条【健康・医療への権利】

子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。



第25条【施設に入っている子ども】

施設に入っている子どもは、その扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。



第26条【社会保障を受ける権利】

子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。



第27条【生活水準の確保】

子どもは、心やからだがかすやかに成長できるような生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、必要なときは、食べるものや着るもの、住むところなどについて、国が手助けします。



第28条【教育を受ける権利】

子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考えかたからはずれるものであってはなりません。



第29条【教育の目的】

教育は、子どもが自分のもっているのうりよく、まいたいげんしんけんへいをかんきようまもる環境を守ることなどを学ぶためのものです。



第30条【少数民族・先住民の子ども】

少数民族の子どもや、もたらその土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。



第31条【休み、遊ぶ権利】

子どもは、休み、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。



第32条【経済的搾取・有害な労働からの保護】

子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。



第33条【麻薬・覚せい剤などからの保護】

国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。



第34条【性的搾取からの保護】

国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。



第35条【誘拐・売買からの保護】

国は、子どもが誘拐されたり、売られ買われしたりすることのないように守らなければなりません。



第36条【あらゆる搾取からの保護】

国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。



第37条【拷問・死刑の禁止】

どんな子どもに対しても、拷問や人間的でないなどの扱いはしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯してたいほされても、尊厳が守られ年れいにあった扱いを受ける権利をもっています。



第38条【戦争からの保護】

国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。



第39条【被害にあった子どもの回復と社会復帰】

虐待、人間的でない扱い、戦争などの被害にあった子どもは、心やからだの傷をなおし、社会にもどれるように支援を受けることができます。



第40条【子どもに関する司法】

罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかりと果たせるようになることを考えて、扱われる権利をもっています。



3

女性の人権

男女共同参画社会の実現に向けて

1 対象

教職員、保護者

2 ねらい

固定的な性別役割分担意識や性別による「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」について、自身の言動とその影響を考えることで、自身の意識改革につなげ、男女共同参画社会の実現に寄与する。

3 準備するもの

- ワークシート
- 資料

4 解説

固定的な性別役割分担意識や性別による「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」は、家庭、職場、地域など様々な場面で、男女共同参画社会の実現を阻む根強い課題です。女性にとって個性と力の発揮を妨げる障壁となるばかりでなく、男性にとっても「男は強くあらねばならない」などのプレッシャーとなり、男性を困難な状況に追い込んでいく側面があります。

これらの解消を図り、自分らしい生き方ができる、多様性に富んだ男女共同参画社会の実現をめざすことが求められています。

民間団体の調査によると中学生・高校生の約半数が、学問分野を限定しない質問で「性別によって得意・不得意に差が出る」と感じており、さらに、性別によって差が出ると考えている生徒の中には、「男子は理系科目や力仕事で得意で、女子は文系科目や細かい作業が得意だと思う」といった“イメージがあるから”との回答も一定数ありました。このワークをとおして、アンコンシャス・バイアスによる大人の発言などにより、子どもの考え方などに影響を与えていることに気づき、その解消に向けた意識改革につなげます。

5 進め方（展開例） 55分

（ここでは、アンコンシャス・バイアスは「性別による無意識の思い込み」をさします。）

時間	本時の流れ（活動・内容）	留意事項	資料など
導入 10分	<p>◆本時の確認（2分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本時の流れや留意点の説明を聞く。 <p>◆アクティビティ1（8分）</p> <p>「女子は理数系の科目が苦手？」</p> <ol style="list-style-type: none"> ①個人で理由を考え、ワークシートの1に書く。 ②グループで共有する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本時の流れを説明する。 ・P4〔学習の約束〕を伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート
<p>・女子が理数系の科目に対して「得意」と答える割合が低い理由の1つに、アンコンシャス・バイアスがあるのではないかと気づく。</p>			

展開 40分	<p>◆アクティビティ2 (20分) 「『アンコンシャス・バイアス』を理解しよう！」</p> <p>①ワークシートの2「アンコンシャス・バイアス」チェックを個人で行う。</p> <p>②資料を確認し、グループで意見交換を行う。</p> <p>③①～②を行って感じたこと、思ったことをワークシートに書く。</p>	<p>・資料を配付する。</p> <p>・4人程度のグループで行う。</p>	<p>・ワークシート</p> <p>・資料</p>
	<p>・固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスについて理解し、自身の発言などを振り返る。</p>		
展開 40分	<p>◆アクティビティ3 (20分) 「探そう!『アンコンシャス・バイアス』」</p> <p>①身の回りにある「アンコンシャス・バイアス」による発言などを個人で考え、ワークシートの3に書く。</p> <p>②グループで共有する。</p> <p>③グループで挙げた発言などにより、子どもたちにどのような影響を与える可能性があるか考える。</p> <p>④グループで出た意見を全体で共有する。</p>	<p>・4人程度のグループで行う。</p> <p>・挙げた発言に対し、グループの中でその感想を述べてもよい。</p> <p>・時間に応じて発表グループ数を決める。</p>	<p>・ワークシート</p>
	<p>・固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスによる発言などが、子どもたちの思考に影響を与えることに気づく。</p>		
まとめ 5分	<p>◆まとめ (5分)</p> <p>・気づいたこと、これから子どもたちへの接し方で気をつけることなどをワークシートの振り返りに書く。</p>		<p>・ワークシート</p>
<p>・身近に固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスが存在することに気づき、男女共同参画社会の実現に向けて、意識改革も必要であることを理解し、実践しようとする意欲につなげたい。</p>			

<参考資料など>

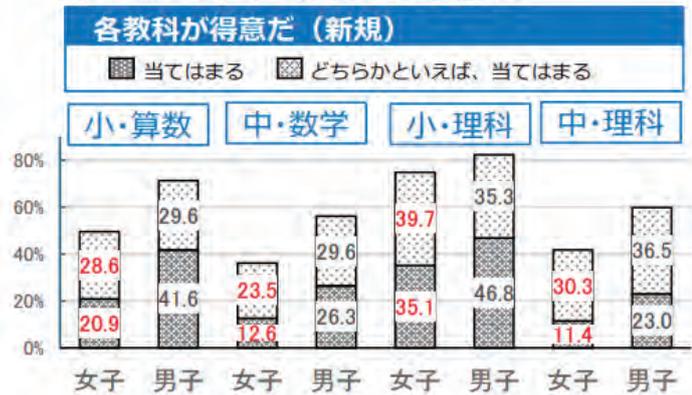
- ・かなテラス作成研修用教材 アンコンシャス・バイアス～男女共同参画の視点から～
「アンコンシャス・バイアス」チェックリスト<例>及び「アンコンシャス・バイアス」チェックリストの解説 (作成：清家 三佳子 氏)
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/x2t/hakkoubutsu_02.html#アンコンシャス・バイアス
- ・中学生・高校生のジェンダーに関する意識調査2024「中学生・高校生を取り巻く環境が与える影響とは」 公益社団法人ガールスカウト日本連盟

男女共同参画社会の実現に向けて

※このワークシートでは、アンコンシャス・バイアスは「性別による無意識の思い込み」ととらえてください。

1 「令和7年度全国学力・学習状況調査の結果」で、次のような結果がありました。その理由を考えましょう。

◆ **算数・数学、理科の平均正答率・スコアの大きな男女差は見られない一方、「得意」と考える割合は、女子の方が男子より低い。**



<理由>

出典：令和7年度全国学力・学習状況調査の結果（概要）のポイント（令和7年7月）（文部科学省・国立教育政策研究所）
https://www.nier.go.jp/25chousakekkahoukoku/report/data/25summary_point.pdf

2 次の「アンコンシャス・バイアス」チェックをしてみましょう。当てはまると思う設問にチェック「✓」を入れてください。

- ① 女性はリーダーや管理職になりたがらない
- ② 男性には決断力・リーダーシップがある
- ③ 育児中の女性は仕事の負担を軽くした方がよい
- ④ 育休を取る男性は仕事への意識が低い

資料の確認や意見交換をして、感じたこと、思ったことを書きましょう。

3 身の回りにある「アンコンシャス・バイアス」による発言などを挙げてみましょう。

振り返り

気づいたこと、これから子どもたちへの接し方で気をつけることなどを書きましょう。

アンコンシャス・バイアスチェック解説

①女性はリーダーや管理職になりたがらない

女性に「リーダーや管理職を目指してみないか？」などと話すと、「私には無理です」などと返答されることがあります。このような返事の真意は、リーダーや管理職になりたがらない、上昇志向がないとは限りません。リーダーや管理職としての責務を果たす自信がない、不安があるという場合もあります。リーダーや管理職としてのポテンシャルがある女性にはその機会を与えることが大切です。女性はリーダーや管理職になりたがらない、上昇志向がないと決めつけることなく、ポテンシャルがある女性には、「私には無理です」という返答であっても、無理と思う理由を確認し、不安を払しょくするアドバイスを行い、キャリアアップへの背中を押す言葉がけをすると、キャリアアップへの覚悟が固まることがあります。

②男性には決断力・リーダーシップがある

男性には決断力・リーダーシップがあり、女性は繊細で気配りができるなどのイメージがあるかもしれませんが、本当にそうでしょうか？女性でも決断力やリーダーシップがすぐれている人もいますし、男性でも繊細で気配りができる人がいます。性別の問題ではなく個人の問題です。男性には決断力・リーダーシップがあるから管理職や経営者に向いているなどというバイアスがあると、決断力・リーダーシップのある女性の活躍の場が狭まってしまいます。

③育児中の女性は仕事の負担を軽くした方がよい

これらは、女性は仕事より子育てを重視すべきという固定観念と言えます。子育ては夫婦で協力しながらしていけばよいものですし、仕事も子育ても両方を大事にすることもできます。親と同居して子育てを親に手伝ってもらっているという方もいれば、一人で子育てをしなければならない方もいます。子育てをしているから仕事の負担を軽くすると、キャリアアップしたいという女性のモチベーションダウンにつながります。また、会社のためにも個人のためにも、会社にいる間はその人の能力を最大限発揮できる仕事をやってもらうことが大切です。

④育休を取る男性は仕事への意識が低い

性別にかかわらず仕事も家庭も充実させたいという方が増えており、男性でも育休を取り子育てにかかわりたいという方が多くなっています。最近の傾向として、男性・女性ともに、家庭より仕事、仕事より家庭という考え方ではなく、仕事も家庭も充実させることを重視する考え方が主流になってきています。共働き世帯が増えていることもあり、育児や介護は夫婦で協力して行うものとする考え方が多くなっています。男性だから仕事を重視すべきという考え方では、仕事も家庭も充実させたい人のモチベーションは下がってしまいます。

引用：「『アンコンシャス・バイアス』チェックリストの解説」（清家三佳子氏作）

参考

○子ども・若者に向けた県の取組み

・ライフキャリア教育支援事業

「ライフキャリア」とは、仕事をはじめ、家庭生活、地域社会とのかかわり、個人の活動（自己啓発・趣味）など、生活全般において生涯にわたり果たす役割や経験の積み重ねのことをいいます。

大学生・高校生・中学生を対象として、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、自分らしい豊かな人生をデザインする力を持つことができるよう、出前講座の実施や、視聴覚教材の作成、「ロールモデル事例集」をはじめとした冊子及びリーフレットの配布による啓発など、ライフキャリア教育に取り組んでいます。

・中高生のための3大気づき講座

男女共同参画社会の実現のため、誰もが性別にかかわらず、自分らしい生き方を選択し、お互いを認め合う対等な人間関係を築く力を育成する若年層（中学生・高校生）向け意識啓発事業として、中学生、高校に身近なテーマ（メディア、人間関係、進路）を通して、考えるヒントや気づきが得られる出前講座（「男女共同参画・メディアリテラシー講座」、「デートDV防止啓発講座」、「理工系キャリア支援講座」）を実施します。

引用：「かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）」神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室

4 女性の人権

【コラム】女性をめぐる課題と支援

女性をめぐる課題は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しています。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題となっています。こうした中、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（新法）が令和6年4月1日に施行されました。

困難な問題を抱える女性（例）



「第2回神奈川県困難な問題を抱える女性等支援調整会議（令和7年6月12日）資料」を加工して作成

【女性をめぐる課題】

○経済面（母子世帯と父子世帯の状況）

	母子世帯	父子世帯
世帯数	119.5万世帯	14.9万世帯
平均年間収入	272万円	518万円
平均年間就労収入	236万円	496万円

母子世帯と父子世帯
では大きな違いが
あります。

「令和3年度 全国ひとり親世帯等調査結果の概要」（厚生労働省）

(<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12862028/www.mhlw.go.jp/content/11920000/001027754.pdf>) を加工して作成

○家庭関係破綻（DVと児童虐待の関係）

DVが起きている家庭では、子どもに対する暴力が同時に行われている場合があります。子ども自身が直接暴力を受けている場合は当然ですが、子どもの見ている前で夫婦間で暴力を振るうこと（面前DV）は子どもへの心理的虐待にあたります。また、DV被害を受けている人は、加害者に対する恐怖心などから、子どもに対する暴力を制止することができなくなる場合があります。

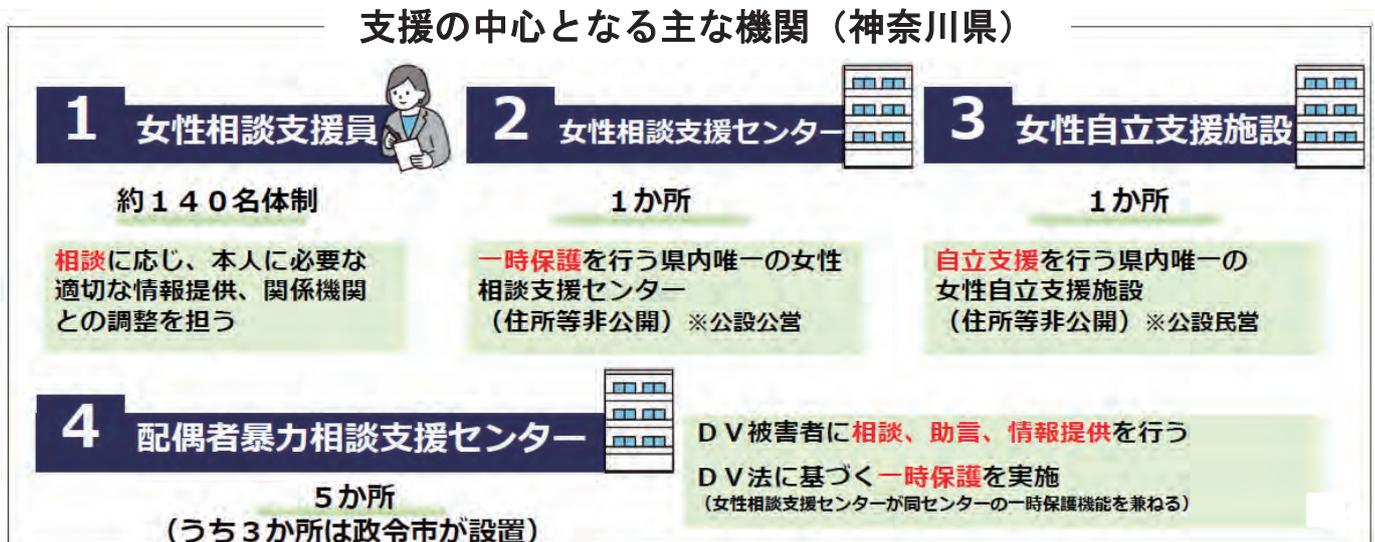
DVや児童虐待によって、家族間の信頼関係が崩れていくこともあるのです。

出典：「特集DV（ドメスティック・バイオレンス）と児童虐待 - DVは子どもの心も壊すもの -」（内閣府男女共同参画局）https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/dv-child_abuse/index.html#kankei

【困難な問題を抱える女性への支援】

○女性支援・DV被害者支援の主な支援機関（神奈川県）

県の女性支援やDV被害者支援は、現在、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に基づき、①女性相談支援員、②女性相談支援センター、③女性自立支援施設、④配偶者暴力相談支援センターが中心となり実施しています。



「第2回神奈川県困難な問題を抱える女性等支援調整会議（令和7年6月12日）資料」を加工して作成

○県内の相談窓口（令和6年4月1日現在）

窓口名称	相談方法	受付曜日	受付時間	電話番号など
女性のためのDV相談 [かながわ男女共同参画センター（かなテラス）]	電話	月～金（祝日除く）	9:00～21:00	0466-26-5550
		土・日（祝日除く）	9:00～17:00	
かながわDV相談LINE （女性向け） [神奈川県共生推進本部室]	LINE	月・火・木・土 （祝日除く）	14:00～21:00	
女性電話相談室（一般相談） [県立女性相談支援センター]	電話	月～金（祝日除く）	9:00～16:40	0570-550-594
かながわ女性の不安・困りごと相談室 （かながわ女性相談室） [神奈川県共生推進本部室]	電話	月～金（祝日除く）	9:00～17:00	0467-46-2110
	LINE	月・火（祝日除く）	10:00～13:00	
		木・金（祝日除く）	13:00～16:00	

かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画（資料編 9 相談窓口）

（<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/108211/08.pdf>）より一部抜粋

<参考資料など>

- ・「困難な問題を抱える女性への支援について」厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室（令和7年3月）

5

障がい者の人権

障がいのある人もない人も、ともに生きる社会にするために

1 対象

小学校4年生～6年生、中学生

2 ねらい

障がいのある人もない人も全ての人にとって住みよい社会を実現するため、障がいのある人に寄り添った支援の在り方を理解し、自分にできることを考え、行動できる力を育成する。

3 準備するもの

- ワークシート
- グループ用ワークシート（A3サイズ）
- 生活場面カード、障がい種別カード

4 解説

障がいのある人*もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会（共生社会）を実現することが大切です。しかし、障がいのある人は、日常生活や社会生活を営む上で、様々なバリアに直面することも多い現実があります。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」では、行政機関等及び事業者に対し、障がいを理由とする不当な差別的取扱いを禁止し、障がいのある人から申出があった場合に合理的配慮の提供を行うことなどを通じて、共生社会を実現することをめざしています。なお、この法律は令和3年に改正され、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。障がいのある人もない人も住みよい社会を実現するため、障がいのある人について一人ひとりが考え、理解を深めていくことが大切です。

※障がいのある人とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）や心身の機能などに障がいがあり、障がいや社会の中の障壁によって生活に制限を受ける状態にある人をいいます。

5 教科などとのつながり

社会、総合的な学習の時間、特別活動 など

6 進め方（展開例） 45分または50分

時間	学習の流れ（活動・内容）	留意事項	資料など
導入 10分	<p>◆学習の確認（2分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業の流れや留意点の説明を聞く。 <p>◆アイスブレーキング（8分）</p> <p>「最近、他の人にしてもらって、うれしかったこと」</p> <ol style="list-style-type: none"> ①ワークシートの1に書く。 ②4人程度のグループで発表する。 ③活動の感想をグループで伝え合う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業の流れを説明する。 ・P4【学習の約束】を伝える。 ・まとめをする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート
<p>・お互いに「他の人からしてもらおうと嬉しいと感じること」があることに、あらためて気づく。</p>			

<p>展開</p> <p>小学校 30分 中学校 35分</p>	<p>◆アクティビティ（小30分、中35分） 「困っていることは何だろう」</p> <p>①4人程度のグループをつくり、一人ひとりが2種類のカードから1枚ずつ選び、ワークシートの2に書く。</p> <p>②選んだ生活場面で、障がいのある人がどのようなことに困るか、どのような配慮や支援ができるか個人で考え、ワークシートの2に書く。</p> <p>③グループになり、グループ用ワークシートにカードを置いたり書き込んだりしながら伝え合う。</p> <p>④全員が発表したら、困ることや配慮・支援が他にもないかグループで考える。</p> <p>⑤全体で共有する。</p> <p>⑥普段心がけていたこと、これから心がけたいことや、自分にできることを考え、ワークシートの3に書く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「生活場面カード」と「障がい種別カード」を配り、それぞれ1枚選ばれる。児童・生徒の実態に応じて、教師が組合せを決めておいたり、使用する数を減らしたりしてもよい。 ・障がい種別カードについては必要に応じて説明する。 ・なるべくたくさん書かせる。当事者がどのような気持ちでいるのかも考えるよう促す。 ・自分にできることを考えさせるが、どのような環境であれば困らないかなど、事業者などができることも記載するとよい。 ・実際の生活で障がいのある人が困っている場面を見たことがある児童・生徒から、その場面について話してもらってもよい。 ・今後、実際に行動できるようになるために、具体的に考えるよう促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート ・生活場面カード、障がい種別カード ・グループ用ワークシート（A3）
<p>まとめ 5分</p>	<p>◆まとめ（5分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合理的配慮について知り、まとめの話を聞く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・合理的配慮の具体例を挙げながら、説明する。 ・授業をとおして生徒から出された感想や記述をもとに、ねらいをおさえまとめる。 	

- ・当事者の立場に寄り添って考えることの大切さを知る。
- ・今日考えたこと、気づいたことをこれからの生活に生かし、行動することの大切さに気づく。

<参考資料など>

- ・リーフレット「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されました」（内閣府）
http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/gouriteki_hairyo2/print.pdf

しょう ひと ひと い しゃかい
障がいのある人もない人も、ともに生きる社会にするために

() ねん () くみ () ばん なまえ _____

1 ^{さいきん} 最近、^{ほか} 他人に^{ひと}してもらって、うれしかったことはなんですか。

2 ^{しょう} 障がいのある人が^{ひと}困ることと、それに対する^{こま}配慮や^{たい}支援を^{はいりよ}考え^{しえん}ましょう。

^{せいかつばめん} 生活場面	^{しょう} 障がい種別	^{こま} 困ること	^{はいりよ} 配慮や ^{しえん} 支援

3 ^{ふだん} 普段 ^{こころ} 心がけていたこと、これから ^{こころ} 心がけたいことや、^{こんご} 今後、^{じぶん} 自分にどのようなことができるかを ^{かんが} 考え、^か 書きましょう。

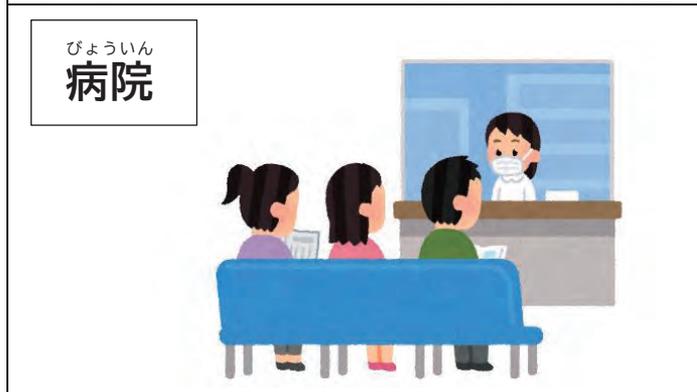
グループ用ワークシート

○ 障がいのある人が困ることと、それに対する配慮や支援を考えましょう。

() 組 () グループ

	<small>せいかつばめん</small> 生活場面	<small>しょう</small> 障がい種別	<small>こま</small> 困ること	<small>はいりよ しえん</small> 配慮や支援
ケース1				
ケース2				
ケース3				
ケース4				

せいかつばめん
生活場面カード



しょう しゅべつ
障がい種別カード ※ここでは障がい種別の一部を取り上げています。

したいふじゆうひと
肢体不自由の人
くるま りようひと
(車いす利用の人)

- ・高いところの物を取るのが大変です
- ・物を落とすと拾うのが大変です
- ・段差があったり、通路が狭かったりすると通れません

しかくしょうひと
視覚障がいの人

- ・全く見えない人や、視野がせまい人など、人によって様々です
- ・段差や境目などでつまずくことがあります
- ・周りの状況がわからないことがあります

ちょうかくしょうひと
聴覚障がいの人

- ・手話がわかる人も、わからない人もいます
- ・外見では聴覚障がいがあることがわかりにくいです

ちてきしょうひと
知的障がいの人

- ・難しい言葉で話されてもわかりません
- ・早口で話をされると困ります
- ・漢字は苦手です
- ・ゆっくりと説明してほしいです

6 障がい者の人権

【コラム】学校における合理的配慮について考えよう

「合理的配慮の提供」とは？

社会生活において提供されている設備やサービスなどは障害のない人には簡単に利用できる一方で、障害のある人にとっては利用が難しく、結果として障害のある人の活動を制限してしまっている場合があります。このような、障害のある人にとっての社会的なバリアについて、個々の場面で障害のある人から「社会的なバリアを取り除いてほしい」という意思が示された場合には、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応をすることとされています。これを「合理的配慮の提供」といいます。



出典：政府広報オンライン「事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務化」
(<https://www.gov-online.go.jp/article/202402/entry-5611.html>)

平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、行政機関等及び事業者に対し、障がいのある人への障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障がいのある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて、「共生社会」を実現することをめざしました。さらに、令和3年にはこの法律が改正され、努力義務であった事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されています。

学校における合理的配慮とは、障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことです。合理的配慮の提供により、児童・生徒が本来の力を発揮し、他の子どもと同様に学習活動に無理なく参加することができる環境が整えられます。

令和4年12月に公表された「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」において、通常の学級に在籍し、「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童・生徒の割合は、小学校・中学校で8.8%、高等学校においては2.2%となっており、このことはあらためて各学校における合理的配慮の必要性を示唆しています。子どもや保護者の意向を十分に尊重しつつ、学校として組織的に検討し、合理的配慮を提供することが重要です。

○学校における合理的配慮の具体例

学校における合理的配慮にはどのようなものがあるのでしょうか。ここでは、子どもや家庭のニーズと合理的配慮の例を紹介します。

【事例①】

知的障がいの児童で、特定のキャラクターが好きで、いつも自宅で使用している食器でないと放膳してしまうので、学校で使用したい。

⇒食器の使用を許可する、または学校でのみ使用する食器を児童本人と一緒に決めるとよい。

【事例②】

学校のテストにて、学習障がいがあるため配慮してもらいたい。

⇒試験時間の延長や、ひらがな回答の許可、拡大文字で試験用紙を作成するなどの配慮を行う。

【事例③】

文字の理解と書くことに時間がかかるため、授業中に最後まで板書ができず困っている。
⇒後で書き写せるように、タブレット端末などで黒板の写真撮影を許可する。

【事例④】

光覚障がい（光を非常にまぶしく感じるなど）があり、朝の登校時に日差しがまぶしくて歩行の危険がある。
⇒登校時のサングラスの着用を許可する。

【事例⑤】

発達障がいなどのため、人前での発表に困難がある。
⇒代替措置として、レポートを課したり、発表を録画したもので学習評価を行ったりする。

【事例⑥】

言葉だけを聞いて理解することや意思疎通することに困難がある。
⇒絵や写真のカード、コミュニケーションボード、タブレット端末などのICT機器の活用、視覚的に伝えるための情報の文字化、質問内容を「はい」または「いいえ」で端的に答えられるようにする。

「障害のある方への差別解消に関する事例集（改訂版）（令和7年3月）」（神奈川県障害福祉課）、「神奈川県教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（令和7年10月1日改訂）」（神奈川県教育委員会）を加工して作成

○合理的配慮を検討するときの留意点

合理的配慮の提供にあたっては、本人・保護者と一緒に配慮や支援の方法を検討・決定していくことが大切です。その際、次のような考え方は望ましくありません。

①「前例がないので、対応できません」

合理的配慮の提供は個別の状況に応じて柔軟に検討する必要があるものであり、前例がないことは対応を断る理由にはなりません。

②「障がいのある児童・生徒だけを特別扱いできません」

合理的配慮は障がいのある人もない人も、同じようにできる状況を整えることが目的であり、「特別扱い」ではありません。

③「もし何かあったらいけないので、対応できません」

漠然としたリスクの可能性だけでは断る理由になりません。どのようなリスクが生じ、そのリスクを低減するためにどのような対応ができるのかを具体的に検討する必要があります。

政府広報オンライン「事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務化」
(<https://www.gov-online.go.jp/article/202402/entry-5611.html>) を加工して作成

合理的配慮の提供は担任など一部の教職員で抱えるものではなく、教育相談コーディネーター、管理職、学年団、養護教諭などと連携・協力し、学校全体で取り組む必要があります。学校全体の共通理解のもと、柔軟に対応していく姿勢は、子どもたちの安心感と学びへの意欲を育み、誰一人取り残さない教育環境の実現につながります。

7

高齢者の人権

みんなは、どうする？こんなとき

1 対象

小学校1年生～3年生

2 ねらい

高齢になっても、人としての尊厳が保たれ、安心して暮らし続けられるよう地域社会や家族の中で支え合うことが大切であることに気づき、高齢者との関わり方を考える。

3 準備するもの

○ワークシート

○疑似体験の道具（軍手（対象の児童に合う大きさのもの）・段ボール・耳栓 など）

※道具を複数人で使用する場合は、消毒などの衛生面への配慮が必要

4 解説

超高齢社会を迎える中、豊富な経験を持っている高齢者が住み慣れた地域で生活し続けられ、若い世代とともに地域社会の様々な活動に参加できる環境づくりが求められています。一方、地域社会や家族関係が大きく変容し、高齢者に対する虐待や地域からの孤立など、高齢者の人権が侵害されるような問題も生じています。高齢者の人権を守るためには、一人ひとりの多様性を認め合い、全ての人が健康状態や年齢に関わらず社会を構成する一員として尊重されることが重要です。

また、核家族の増加などにより、日頃、高齢者と接する機会が少ない児童が増えていると考えられるため、このワークをとおして高齢者の身体的変化などへの理解を深めて、よりよい関わり方を考えていきます。

5 教科などとのつながり

生活科、総合的な学習の時間、特別活動 など

6 進め方（展開例） 45分

時間	学習の流れ（活動・内容）	留意事項	資料など
導入 10分	<p>◆学習の確認（2分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業の流れや留意点の説明を聞く。 <p>◆アイスブレイキング（8分） 「お年よりといえば？」</p> <ol style="list-style-type: none"> ①個人で高齢者のイメージをいくつか考える。 ②思いついたことをグループで順番に話し、共有する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業の流れを説明する。 ・P4〔学習の約束〕を伝える。 ・高齢者のイメージをふくらませ、身近に感じられるようにする。 ・4人程度のグループで行う。 	
展開 30分	<p>◆アクティビティ1（13分） 「年をとって、どういうこと？」</p> <ol style="list-style-type: none"> ①グループをつくり、高齢者の疑似体験をする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 2枚重ねた軍手を利き手に付けて文字を書く。 イ 耳栓をして会話をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全に体験できるよう、適切に言葉がけをする。 ・発達段階や学級の状況に応じて、体験する内容を選ぶとよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・疑似体験の道具

	<p>ウ 段ボールを膝に巻いて歩く。</p> <p>②体験した感想をワークシートの1に書く。</p> <p>③感想をグループや全体で共有する。</p> <p>◆アクティビティ2 (17分) 「みんなは、どうする?こんなとき」</p> <p>①ワークシートの2と3を個人で考え、書く。</p> <p>②グループで考えを伝え合い、全体で共有する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不便さを感じるだけではなく、どのような気持ちになるのかを考えさせる。 ・高齢者の困っていることや気持ちを想像させ、自分の言動を考え、書かせる。 ・全てのグループが発表した後、発表になかった意見についても聞く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート ・ワークシート
<p>まとめ 5分</p>	<p>◆まとめ (5分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まとめの話を聞く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業をとおして児童から出された感想や記述をもとに、ねらいをおさめまとめる。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢になると加齢によって心身の変化が起こりうる。高齢者も安全で快適な環境で生活できるように、周りの人が配慮できるとよい。 ・高齢者の意思を尊重して行動しようとする態度が大切である。 ・今後、自分にできることは何かを考えながら、身近な高齢者に接していく。高齢者と交流する機会があると、より高齢者への深い理解につながることを伝える。 </div>

<参考資料など>

- ・「3 高齢者の人権問題」東京都総務局ウェブサイト
https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/10jinken/minna/kadai_3

みんなは、どうする？こんなとき

()年()組()番 名前_____

- 1 お年よりの体けんをした感想を書きましょう。

- 2 お母さんが「ごはんできたわよ～」と、家族をよんだのに、耳が聞こえにくいおじいちゃんは、テレビの前から動きません。



こんなとき、あなたはどうしますか？

- 3 お年よりが、お店でたなの一番下にある商品を取ろうとしていますが、しゃがみにくそうです。



こんなとき、あなたはどうしますか？

「誰か」のことじゃない

1 対象
中学生

2 ねらい

病気や感染症についての誤った知識や不確かな情報が広まることで、患者やその家族に対する周囲の差別的な言動により当事者を傷つける可能性があることに気づく。また、病気や感染症について正しく理解することの重要性を学び、感染症などが流行したときに、どのような考え方や行動が大切なのかを考え、今後の自分の言動につなげようとする態度を育てる。

3 準備するもの

- 動画 「「誰か」のこと じゃない。～新型コロナウイルス感染症に関連する人権侵害をなくすために～」（東京法務局チャンネル）<https://www.youtube.com/watch?v=oxEftLOUGFE>
- ワークシート
- 新聞記事



4 解説

新型コロナウイルス感染症が拡大した際、感染者やその家族、医療従事者などへの偏見や差別、誹謗中傷が各地で発生し、インターネット上の心ない書き込みなども見られました。それらの言動などは、人権侵害につながる可能性があります。

このワークでは、正しい知識や情報をもとに行動することの大切さを理解するとともに、無自覚な言動により、相手を傷つけ、自分が差別する側になる可能性があることに気づき、感染症などが流行したときに、どのような考え方や行動が大切なのかについて考えていきます。また、同様に不確かな情報により不安を感じる他の感染症（季節性インフルエンザなど）についても、共通の課題に気づき、今後の自分の適切な言動につなげられるようにします。

なお、新型コロナウイルス感染症に関する差別などについては、＜参考資料など＞に記載した資料を参考にしてください。

5 教科などとのつながり

保健体育、特別の教科 道徳 など

6 進め方（展開例） 50分

時間	学習の流れ（活動・内容）	留意事項	資料など
導入 13分	<p>◆学習の確認（2分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業の流れや留意点の説明を聞く。 <p>◆アイスブレイキング（11分）</p> <p>「伝言ゲームをしよう」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループで縦一列に並ぶ。先頭の生徒は教師が提示した新聞記事を読んで内容を要約し、次の生徒に伝える。（読む時間は、1分程度） ・聞いた内容を次の生徒に伝えることを繰り返す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業の流れを説明する。 ・P4〔学習の約束〕を伝える。 ・6人程度のグループで行う。 ・扱う新聞記事は、生徒が1分程度で読むことができ、要約できるものにする。 ・伝え間違った生徒が非難されることのないように留意する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞記事

	<ul style="list-style-type: none"> ・列の最後の生徒が、伝言された新聞記事の内容を発表する。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・同じ情報が、受け取り方や伝え方によって正しく伝わらないこともあり、それが間違っただ情報として広がる恐れがあることに気づく。 		
展開 27分	<p>◆アクティビティ (27分)</p> <p>①新型コロナウイルス感染症が流行したときの状況を想起し、未知のウイルス感染症が流行したとき、どのような考え方や行動が大切か考え、ワークシートの1に書く。</p> <p>②新型コロナウイルス感染症が流行したときの事例について、それぞれの立場での気持ちを個人で考えワークシートの2に書く。</p> <p>③②についてグループで話し合う。</p> <p>④なぜ2のA、Bのような発言をしてしまったのかを個人で考え、ワークシートの3に書く。</p> <p>⑤④についてグループや全体で共有する。</p> <p>⑥あらためて、未知のウイルス感染症が流行したとき、どのような考えや行動が大切か個人で考え、ワークシートの4に書く。</p> <p>⑦⑥についてグループ・全体で共有する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の流行について生徒が記憶していない場合もある。そのときは現在の生活と比較しながら補足する。 例) 皆がマスクをしていた。 自分が元気でも、家族が感染すると学校に行けなかった。 給食は孤食だった。 など ・3～4人のグループで行う。 ・感染や発症に対する不安だけでなく、未知のものに対する恐れなどに伴って偏見・差別が起こったことに気づかせる。 ・不確かな情報は鵜呑みにせず、正しい知識や情報を得ることが大切である。不確かな情報を鵜呑みにすると誤った情報を広める加害者になる可能性もあることに気づかせたい。 ・学習前の自分の考えを確かなものとする生徒もいる。考えの変容を知るためだけの記述ではないことに留意する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート
まとめ 10分	<p>◆まとめ (10分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動画 (2分) を見た上でまとめる。 ・学習で考えたこと、思ったことなどをワークシートの5に書く。 		<ul style="list-style-type: none"> ・動画 ・ワークシート
	<ul style="list-style-type: none"> ・病気についての不確かな情報や不安な気持ちなどから、偏見を持ち、相手を傷つけ、差別してしまう可能性があることに気づく。 ・感染症などが流行したときに必要なことについて考え、今後の自分の言動につなげられるようにする。 		

<参考資料など>

- ・「新型コロナウイルス感染症に関連して発生した人権問題への対応」 (法務省ウェブサイト)
<https://www.moj.go.jp/content/001352841.pdf>
- ・「新型コロナウイルス関連の“差別”について 資料8-1」 (内閣官房ウェブサイト)
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/wg_h_3_8.pdf

だれ
「誰か」のことじゃない

() 年 () 組 () 番 名前 _____

- 1 未知のウイルス感染症が流行したとき、どのような考え方や行動が大切でしょうか。

- 2 事例をもとに考えましょう。

A 新型コロナウイルスに感染し、回復して久しぶりに登校した際、クラスメイトから「コロナだから、距離をとれ」と言われた。

言われた人の気持ち

言った人の気持ち

B 医療関係に従事する保護者の子どもが、友達に「一緒に帰りたくない」と言われた。

言われた人の気持ち

言った人の気持ち

- 3 どうして2のA、Bのような発言をしてしまったのでしょうか。

- 4 未知のウイルス感染症が流行したとき、どのような考え方や行動が大切か、あらためて考えましょう。

- 5 今日の学習で考えたことや思ったことを書きましょう。

9

同和問題（部落差別）

正しく理解し、差別のない社会をつくろう

1 対象
中学生

2 ねらい

同和問題（部落差別）についての正しい知識を学び、差別に対して「許さない」と思う心情を育て、自分にできることを考え、実践しようとする態度を養う。

3 準備するもの

- 動画 人権啓発動画「『誰か』のことじゃない。」部落差別（同和問題）編（MOJchannel／法務省）
<https://www.youtube.com/watch?v=FEi60hJei5U>
- ワークシート
- 資料



4 解説

同和問題（部落差別）は、特定の地域（「同和地区」又は「被差別部落」ともいう。）の出身であることなどを理由として続いている差別問題です。日本社会の歴史の中で形成され、近代以降も「家柄」や「生まれ」を重く見る価値観とともに、特定の地域に関して、日常生活・就職・結婚などに関わって差別が続いてきました。

同和対策事業特別措置法（1969年）に基づく取組の結果、同和地区（被差別部落）の生活環境はおおむね改善されましたが、同和地区（被差別部落）出身者であることなどを理由とする差別は、今なお残っています。「身元調べ」を目的とした戸籍関係書類の不正取得や、同和地区（被差別部落）への偏見に根ざしたインターネットやSNSなどにおける差別的書き込みや地区を特定する動画など、同和地区（被差別部落）出身者を苦しめている現実があります。

生徒は、社会科の授業などで触れる機会があるものの、同和問題（部落差別）についての理解や認識が不足している現状があります。一方で、インターネットやSNSなどで、差別的書き込みや地区を特定する動画が増加しており、それらに出会う可能性は高くなっています。生徒が同和問題（部落差別）に対する正しい知識をもち、理解を深め、差別のない社会にするために考え、行動できる力を持つことが大切です。

なお、授業実施の際には、生徒自身や家族及び親戚などが当事者である可能性もふまえ、傷つけることのないように、十分な配慮が必要です。

5 教科などとのつながり

社会、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間 など

6 進め方（展開例） 50分

時間	学習の流れ（活動・内容）	留意事項	資料など
導入 10分	<p>◆学習の確認（2分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業の流れや留意点の説明を聞く。 <p>◆アイスブレーキング（8分）</p> <p>①自分にはどうにもできないことで、決めつけられたりしたことはないか、個人で考える。経験があれば、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・授業の流れを説明する。 ・P4〔学習の約束〕を伝える。 ・この後のアクティビティを自分事として考えられるように、そのときにどのような気持ちであったか考えさ 	

	<p>そのときの気持ちを思い浮かべ、経験がなければ想像する。</p> <p>②グループでそのときどのような気持ちになったか、または、どのような気持ちになると思うかを伝え合う。</p>	<p>せるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例として、科学的な根拠のない「血液型による性格の決めつけ」を挙げてもよい。 ・4人程度のグループで行う。 ・どのようなことで決めつけられたなどについては、発表しなくてもよいことを伝える。 	
展開 35分	<p>◆アクティビティ (35分) 「正しく理解し、差別のない社会をつくろう」</p> <p>①動画を視聴し、現在でも、同和問題（部落差別）があることを知る。</p> <p>②視聴して感じたことや考えたことをワークシートの1に書く。</p> <p>③グループで考えを伝え合う。</p> <p>④資料を読み、同和問題について、正しい知識を学ぶ。</p> <p>⑤正しい知識をもとに、自分の考えをまとめ、ワークシートの2に書く。</p> <p>⑥グループで考えを伝え合う。</p> <p>⑦全体で共有する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、補足説明をする。 ・「わからない」などの意見も大切に ・不適切な発言があった場合は、その場で指摘する。 ・社会科の歴史学習とのつながりを考えられるようにする。 ・解説や補足資料などをもとに、説明をする。 ・社会の中で形成された差別であり、今も差別が続いていることをおさえる。 ・不適切な発言があった場合は、その場で指摘する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・動画 ・ワークシート ・資料 ・ワークシート
まとめ 5分	<p>◆まとめ (5分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まとめの話を聞き、感想や自分にできることをワークシートの3に書く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分事として考えられるよう促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート

・同和問題（部落差別）は、自分も「差別する側」になるかもしれない身近な人権問題であり、差別することは決して許されるものではない。

・同和問題（部落差別）を解消するためには、正しい知識をもち、一人ひとりが差別のない社会にするために考え、行動することが大切である。

<参考資料など>

- ・「同和問題（部落差別）の正しい理解のために」神奈川県・神奈川県教育委員会（令和6年3月）
- ・「同和問題に関する偏見や差別をなくしましょう。」神奈川県ウェブサイト
- ・「改めて同和問題（部落差別）について考えてみませんか」公益財団法人 人権教育啓発推進センター
- ・「横浜市人権施策基本指針（令和4年3月改訂）」
- ・「人権学習ワークシート集 ー人権教育実践のために 第17集（小・中学校編）ー」神奈川県教育委員会（令和5年3月）

ただ りかい さべつ しゃかい
 正しく理解し、差別のない社会をつくろう

() 年 () 組 () 番 名前 _____

1 動画^{どうが}を視聴^{しちゆう}して、あなたはどのようなこと^{かん}を感じたり^{かんが}考えたりしましたか。

2 資料^{しりょう}を読^よんだり、先生^{せんせい}の話^{はなし}を聞^きいたりして、考え^{かんが}たことを書^かきましょう。

3 今日^{きょう}の授業^{じゆぎょう}をとおして考え^{かんが}たことや、自分^{じぶん}にできることを書^かきましょう。

1 同和問題（部落差別）とは

同和問題（部落差別）とは、日本の歴史の中で、人為的に形作られてきた身分制度により、一部の人が住居や職業、結婚などを制限される差別を受けてきた、特定の地域の出身であることや、そこに住んでいることを理由に差別されるわが国固有の人権課題です。

2 差別の歴史的背景と現在に至るまで

室町時代以前から一部の職業の人々が差別されていたことにはじまると考えられています。江戸時代になると江戸幕府は、武士や百姓・町人とは別な身分を制度化し、それ以前よりも強固な身分制度を確立しました。この制度の下で厳しい差別を受けていた人々は、農業を営んで年貢を納めたり、優れた技術で牛馬の皮革加工や草履・雪駄づくり、医療・医薬品製造に携わったりしたほか、城や寺社の清掃、幕府や藩の役人のもとで町や村の警備を行うなどして、社会を支えてきました。また、猿楽などの古くから伝わる芸能を継承発展させて、日本文化に大きく貢献しました。

明治4年に「解放令」が出て江戸時代の身分制度は廃止され、それまで被差別身分とされていた人々は、武士や百姓・町人とともに平民となりました。しかし、多くの人々に身分差別の意識が残っており、被差別身分だった人々は、身分に伴って認められていた皮革加工などの権利が否定され、経済的に厳しい状況に置かれました。そうした状況の中で、差別から解放を求める運動が各地ではじまりました。

その後、大正11年に被差別部落（同和地区）の人々が自らの手で全国水平社を創設し、自主的解放運動が広がっていきましたが、戦後、基本的人権を保障した日本国憲法が昭和22年に施行された後も、部落差別にかかわる事件はあとを絶ちませんでした。

この問題の解決をめざし、昭和40年に「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について答申が出され、「同和問題は憲法に保障された基本的人権にかかわる課題であり、その早急な解決は国の責務であり、同時に国民的課題である」としました。それを受け昭和44年に「同和对策事業特別措置法」が制定され、33年間にわたり施行され、生活環境の改善等では、着実に成果を上げることができました。しかし、現在でも差別発言、差別待遇等の事案のほか、インターネット上で差別を助長するような内容の書込みがされるといった事案が発生しています。

そこで、平成28年に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、「現在もなお部落差別が存在する」ことを明言するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識が示されています。

3 現在でも起きている差別の例

① 交際や結婚における差別

- ・ 同和地区出身であることを理由に交際や結婚を反対される
- ・ 身元調査をされる

など



② 就職や職場における差別

- ・ 本人の能力や適性に関係のない、本籍地（出生地）や親の職業について質問される
- ・ 身元調査をされる
- ・ 職場で不利な扱いを受ける

など



③ 差別的な言葉など

- ・ 差別的な言葉を言われる
- ・ 差別的な落書きや張り紙をされる
- ・ インターネット上で特定の地域を同和地区だと指摘する

など



授業で取り上げるにあたり、教職員が同和問題（部落差別）を正しく理解した上で、児童・生徒にも差別されてきた人々が果たしてきた役割や、残してきた文化を伝え、それが現代の私たちの生活につながっていること、明治時代における身分制度の廃止、大正時代の水平社運動などの歴史的背景を正しく理解させることが重要です。

県と県教育委員会が作成した「同和問題（部落差別）の正しい理解のために（令和6年3月）」や、県ウェブサイト「同和問題に関する偏見や差別をなくしましょう。」などを参考に、同和問題（部落差別）についての理解を深めた上で実施してください。



【資料1】同和問題（部落差別）についての意識調査（令和5年「県民ニーズ調査」より）

●県内での、同和地区出身者に対する差別についてどう思いますか？ (〇は1つ)	
実際に見聞きしたことがあるし、今でもあると思う	9.2%
実際に見聞きしたことがあるが、今ではないと思う	7.8%
実際に見聞きしたことはないが、今でもあると思う	35.6%
実際に見聞きしたこともないし、今ではないと思う	17.9%
分からない	26.2%
無回答	3.2%

●もし、あなたにお子さんがいて、そのお子さんの結婚する相手が同和地区出身者であると分かったら、どうしますか？ (〇は1つ)	
結婚相手の出自（家柄）にはこだわらない	27.4%
子どもの意思を尊重して結婚を認める	43.7%
親としては反対するが、子どもの意思が強ければ結婚を認める	18.8%
家族や親戚の反対があれば、結婚を認めない	2.1%
絶対に結婚を認めない	2.2%
無回答	5.9%

【資料2】同和問題（部落差別）についての質問・意見から

Q1 「そっとしておけば、差別はなくなるのではないか」という意見がありますが・・・

A1 「そっとしておけば、差別はなくなる」という考えでは、同和問題（部落差別）は解決できません。
 明治4年に「解放令」が出されてから150年以上、昭和22年、基本的人権の保障をうたった日本国憲法が施行されてから80年近く経過した現在でも、同和問題（部落差別）に伴う偏見や差別意識が存在しています。それは、事実を正しく伝えてこなかったり、多くの人々が「できることならかわりたくない」「傍観者でいたい」あるいは「そのうちに自然になくなるから…」などとして同和問題（部落差別）と向き合うことなく、避けてきたからです。その結果、偏見や間違った考えが人から人へと伝えられ、差別が繰り返されてきたのです。
 私たちは、同和問題（部落差別）を正しく認識するとともに、一人ひとりの心の中に差別を許さない心をしっかりと育み、人権感覚豊かな生き方をすることが大切です。そして、いつも相手の立場に立つて考え行動する姿勢を持ち続けることが求められます。

Q2 同和問題（部落差別）についての教育ではどのような力を育むことができるのでしょうか？

A2 同和問題（部落差別）についての教育は、教育を通じて部落差別の解消をはかることを直接の目的としています。 これを通じ、差別や偏見を見抜く合理的なものの見方、考え方を学び、差別や偏見を許さない実践力を育成してきました。その結果、部落差別だけでなく、さまざまな差別を解消していくための取組へと広がっています。同和問題（部落差別）についての教育で培った差別を許さない態度と人権感覚は、さまざまな差別を解消していくためにも活かしていくことができます。

同和問題（部落差別）を考え、解決していくことは、自分の中にある差別や偏見と向き合うことから始まります。差別は、差別される側に原因があるのではなく、差別する人間がいるから差別問題は起きるという視点に立ち、同和問題（部落差別）から見えてくる様々な差別や偏見に対して教職員自ら考え、解決に向けて取り組む必要があります。

1 対象
中学生

2 ねらい

県内で生活する外国籍県民等の人々が、不当な差別的言動や人権侵害を受けている現状を知り、すべての人が共生する社会をつくるためにはどうすればよいか考えることで、外国籍県民等の人権に関する理解や関心を深め、差別や人権侵害を許さない態度を育てる。

3 準備するもの

○動画 人権啓発ビデオ「外国人と人権～違いを認め、共に生きる～」(4/5)【ドラマ ハイトスピーチ】 <https://www.youtube.com/watch?v=pdGUjqPu2Y>

○ワークシート

○資料



4 解説

令和7年1月1日現在の神奈川県内の外国人数は、284,889人となり、年々増加しています。また、学校でも外国につながるの児童・生徒は増え続けています。そのような中で、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆる「ハイトスピーチ」が大きな社会問題となっており、それに苦しめられている人がいるという現実があります。

このワークでは、外国籍県民等が安心して過ごすことのできない現状があることを知り、外国籍県民等と共生する社会をどのようにつくっていけばよいのかを具体的に話し合うことで、違いを認め合い、互いの文化と個性を尊重する多文化共生の意識を育てます。

5 教科などとのつながり

社会、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動 など

6 進め方(展開例) 50分

時間	学習の流れ(活動・内容)	留意事項	資料など
導入 10分	<p>◆学習の確認(2分)</p> <ul style="list-style-type: none"> 授業の流れや留意点の説明を聞く。 <p>◆アイスブレイキング(8分) 「スリーヒントクイズ」</p> <ul style="list-style-type: none"> 自分が行ってみたい国を思い浮かべ、その国に関連するキーワードを3つ考える。 グループで、キーワードからお互いに行ってみたい国を当て合う。 	<ul style="list-style-type: none"> 授業の流れを説明する。 P4【学習の約束】を伝える。 <ul style="list-style-type: none"> 行ってみたい国やキーワードが思い浮かばない場合は、インターネットなどで調べさせてもよい。 3～4人のグループで行う。 食べ物や言葉、生活様式など、文化に関わるヒントも入れるとアクティビティにつながる。 	<ul style="list-style-type: none"> ワークシート

<p>展開 35分</p>	<p>◆アクティビティ（35分）</p> <p>①自分が日本以外の国で生活することになったら、不安に感じることを個人で考え、ワークシートの2に書く。</p> <p>②①について全体で意見を共有する。</p> <p>③日本に住んでいる外国人への人権侵害について知る。</p> <p>④動画（7分55秒）を視聴する。</p> <p>⑤動画を視聴して気づいたことや考えたことを個人で考え、ワークシートの3に書く。</p> <p>⑥⑤についてグループで共有し、ワークシートの4をグループで話し合いながら書く。</p> <p>⑦グループで出た意見を全体で共有する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本特有の文化や習慣は何があるのかを考えるよう促す。 ・外国につながるの生徒に、日本での生活への不安を聞いてもよい。授業で取り上げてよいか事前に確認しておく。 ・「風習や習慣などの違いが受け入れられない」「差別的な言葉を言われる」などの世論調査結果を伝える。 ・ヘイトスピーチについて資料をもとに補足説明し、ヘイトスピーチは人権侵害であることをおさえる。 ・直接的な言葉によって傷つくだけでなく、世の中に対して不安や恐怖を抱かせる場合があることに触れる。 ・ヘイトスピーチ以外にも、外国籍県民等が生活しづらい環境などがあることに気づかせる。 ・できることを具体的に考えていくようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート ・資料 ・動画
<p>まとめ 5分</p>	<p>◆まとめ（5分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まとめの話を聞く。 ・授業をとおして考えたことをワークシートの5に書く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒から出された意見をもとにねらいをおさえてまとめる。 ・不当な差別を許さないために法律や条例が制定されていることを伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート
<p>・外国籍県民等を含め、すべての人の人権が尊重され、互いに多様性を認め合い、生き生きと生活できる社会をつくっていかうとすることが大切である。</p>			

<参考資料など>

- ・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」前文
- ・「県内の外国人数の調査結果について（令和7年1月1日現在）」神奈川県ウェブサイト

ちが みと あ い
 違いを認め合い、ともに生きる

()年 ()組 ()番 名前 _____

1 スリーヒントクイズ

①あなたが行ってみたい国はどこですか。

②その国に関連するキーワードを3つ挙げてください。

2 あなたが日本以外の国で生活をするようになったら、不安に感じることはどんなことだと思いますか。

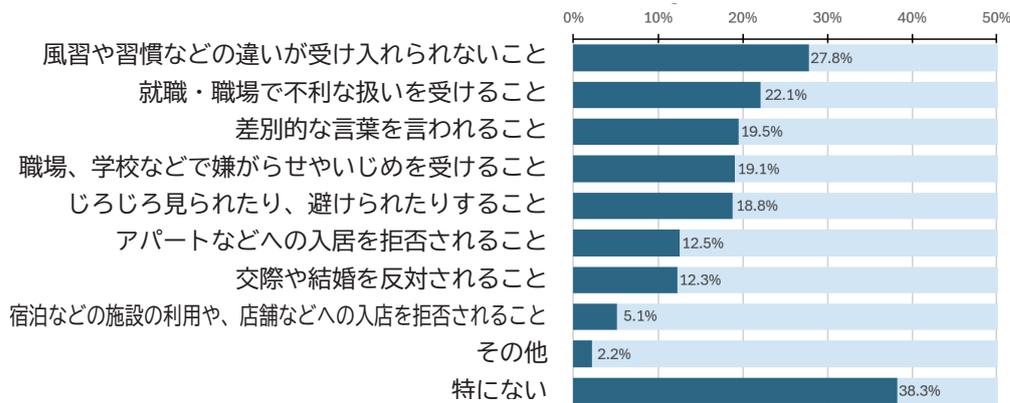
3 動画を見て、気づいたことや考えたことを書きましょう。

4 外国籍等の人でも安心して暮らせるために、自分たちにどんなことができるでしょうか。

5 今日の授業をとおして考えたことを書きましょう。

○人権擁護に関する世論調査（令和4年8月調査）「外国人に関する人権問題」

あなたが、日本に居住している外国人に関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。複数回答（%）



内閣府世論調査「人権擁護に関する世論調査」（<https://survey.gov-online.go.jp/r04/r04-jinken/2.html#midashi14>）を加工して作成

ハイトスピーチとは

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動が、一般に「ハイトスピーチ」と呼ばれています（内閣府「人権擁護に関する世論調査（平成29年10月）」より）。

ハイトスピーチは、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねません。

多様性が尊重され、不当な差別や偏見のない成熟した共生社会の実現を目指す上で、こうした言動は許されるものではありません。

民族や国籍等の違いを認め、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。

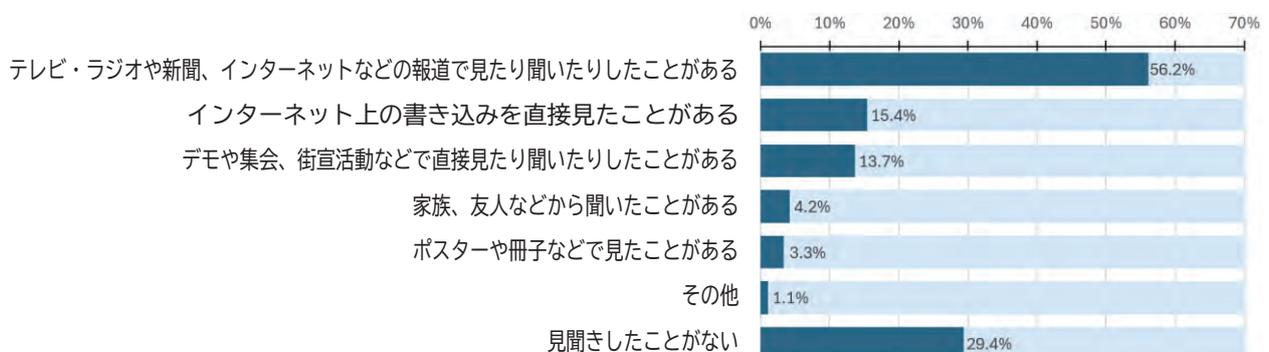
出典：法務省ウェブサイト「ハイトスピーチ、許さない。」https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html



ポスター
「ハイトスピーチ、許さない」

○人権擁護に関する世論調査（令和4年8月調査）「ハイトスピーチを見聞きした経験」

特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動が、一般に「ハイトスピーチ」と呼ばれています。あなたは、このようなハイトスピーチについて、見聞きしたことはありますか。複数回答（%）



内閣府世論調査「人権擁護に関する世論調査」（<https://survey.gov-online.go.jp/r04/r04-jinken/2.html#midashi14>）を加工して作成

○法律や条例

- ・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」
- ・「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」

ホームレスの人権を考えよう

1 対象
中学生

2 ねらい

屋外生活者（ホームレス）の背景や生活、思いについて理解し、屋外生活者の人権を考えることをとおして、自分自身の人権感覚・人権意識を高める。

3 準備するもの

- ワークシート
- 資料
- 資料（教師用）

4 解説

屋外生活に至る経緯は様々です。屋外生活者の中には、数年前までは会社で働いていたのに、リストラなどにあつて突然職を失ってしまった人や、定職に就き定住したくても、高齢や病気などのために、希望どおりにならない人もいます。一度屋外生活になると住所が特定できなくなるため、再就職が困難になり、収入を得ることが難しくなります。また、社会の屋外生活者に対する偏見や差別があるなど、自身の努力では解決できない問題が、元の生活に戻りたい人の希望を阻む大きな要因となっています。

このワークでは、生徒自身が屋外生活者の置かれている状況を正しく理解し、偏見や差別の現実や、屋外生活者の人権について考えを深めます。そして、生徒自身が自分の中にある思いを問い直し、偏見や差別のない、ともに生きる社会をつくるためにできることを考えます。

5 教科などとのつながり

社会、特別の教科 道徳 など

6 進め方（展開例） 50分

時間	学習の流れ（活動・内容）	留意事項	資料など
導入 10分	<p>◆学習の確認（2分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業の流れや留意点の説明を聞く。 <p>◆アクティビティ1（8分）</p> <p>「屋外生活者についてどのようなことを知っていますか」</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 個人でワークシートの1に書く。 ② グループで意見交換し、共有する。 ③ 全体で共有する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業の流れを説明する。 ・P4〔学習の約束〕を伝える。 ・屋外生活者についてほとんど知らないという記述があってもよいことを伝える。 ・4人程度のグループをつくる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート
	<p>・生徒自身が自分の中にある屋外生活者に対するとらえ方を確認しながら、次のアクティビティにつなげる。</p>		

展開 30分	<p>◆アクティビティ2 (15分) 「屋外生活者の背景や生活を知ろう」</p> <p>①屋外生活者に関するデータを読み取り、ワークシートの2に書く。</p> <p>②グループで伝え合う。</p> <p>③全体で共有する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 資料の補足説明をする。 「今のままでよい(路上生活)」が41%ある。純粋な希望であることも考えられるが、諦めの心境なども考えられるため、生徒に理由を考えさせるとよい。 「カフカの階段」を全体に提示し、元の生活に戻るために屋外生活者が独力で「壁」を乗り越えるには困難があることを知らせる。 「椅子取りゲーム」を全体に提示し、貧困は社会的な構造の中で起こることをとらえさせる。 経済的な困窮が社会的な孤立につながっていることに気づかせる。 	<ul style="list-style-type: none"> 資料 ワークシート 資料(教師用)
	<p>・屋外生活は誰にでも起こりうることであり、経済的な困窮が社会的な孤立につながっていることに気づく。</p>		
	<p>◆アクティビティ3 (15分) 「屋外生活者の人権について考える」</p> <p>①「屋外生活者襲撃事件」を聞き、なぜ、このようなことが起きたのかを個人で考え、ワークシートの3に書く。</p> <p>②グループで伝え合う。</p> <p>③全体で共有する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 教師が読み聞かせる。 「屋外生活者襲撃事件」は、犯罪であるとともに、屋外生活者の人権を踏みにじる大きな人権侵害であることに気づかせる。 	<ul style="list-style-type: none"> 資料(教師用) ワークシート
まとめ 10分	<p>◆まとめ (10分)</p> <ul style="list-style-type: none"> どうしたら屋外生活者の人権が守られるかの視点をふまえ、振り返りをワークシートの4に書く。 	<ul style="list-style-type: none"> 「今のままでよい」と考えている人もいることを念頭に、屋外生活者の人権が守られるようになるにはどのようなことが必要か考えるよう促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ワークシート
<p>・偏見や差別を許さない社会の実現に向けて、自分事として関わっていかうとすることの大切さを考える。</p> <p>・個々の屋外生活者の思いに寄り添うことが大切である。</p> <p>・「人と人」として向き合い、屋外生活者の人権が守られているかの視点で考え、自分を含めた一人ひとりが「ともに生きる社会」の一員であることに気づく。</p>			

<参考資料など>

- ・「子どもに『ホームレス』をどう伝えるか いじめ・襲撃をなくすために」生田武志、北村年子著 発行：一般社団法人ホームレス問題の授業づくり全国ネット 発売：太郎次郎社工ディタス(平成25年7月)
- ・「貧困は自己責任か」高沢幸男著 彩流社(令和5年4月)
- ・「人権学習のための参加体験型学習プログラム集 第3集」神奈川県教育委員会(令和3年3月)

ホームレスの人権を考えよう

()年()組()番 名前_____

- 1 おくがいせいかつしゃ 屋外生活者について知しっていることかを書きましょう。

- 2 おくがいせいかつしゃ 屋外生活者の背景はいけいや生活せいかつをデータから読み取りよと、書かきましょう。

- 3 「おくがいせいかつしゃしゅうげきじけん 屋外生活者襲撃事件」について、なぜ、このようなことおが起きたのかかんがを考え、書かきましょう。

- 4 がくしゅう 学習の振り返りふ (どうしたら屋外生活者おくがいせいかつしゃの人権じんけんが守まもられるか、など)

【屋外生活者数の経年変化】

ねんど 年度	にんずう 人数	ぜんねんひ 前年比
れいわ ねん 令和3年	3,824人	-4.2%
れいわ ねん 令和4年	3,448人	-9.8%
れいわ ねん 令和5年	3,065人	-11.1%
れいわ ねん 令和6年	2,820人	-8.0%
れいわ ねん 令和7年	2,591人	-8.1%

【屋外生活をしている期間】

ろじょうせいかつ きかん 路上生活の期間	わりあい 割合
ねんみまん 1年未満	20.3%
ねんいじょう ねんみまん 1年以上5年未満	20.6%
ねんいじょう ねんみまん 5年以上10年未満	19.1%
ねんいじょう 10年以上	40.0%

【屋外生活をしている年齢構成】

ねんれい 年齢	わりあい 割合
さいい か 19歳以下	0.1%
さいい さいい 20歳～29歳	0.9%
さいい さいい 30歳～39歳	1.8%
さいい さいい 40歳～49歳	7.5%
さいい さいい 50歳～59歳	19.6%
さいいじょう 60歳以上	70.0%

【屋外生活に至った理由】

ろじょうせいかつ いた りゆう 路上生活に至った主な理由（複数回答可）	わりあい 割合
しごと へ 仕事が減った	24.5%
とうざん しつぎょう 倒産や失業	22.9%
にんげんかんけい 人間関係がうまくいかなくて仕事を辞めた	18.9%
びょうき こうれい しごと 病気・ケガや高齢で仕事ができなくなった	14.3%
とう やちん ばら アパート等の家賃が払えなくなった	13.2%
かぞく りべつ しべつ 家族との離別・死別	8.5%

【屋外生活に至る直前の雇用形態】

ろじょうせいかつちよくぜん 路上生活直前に就いていた 仕事での立場	わりあい 割合
けいえいしゃ かいしゃやくいん 経営者・会社役員	2.2%
じえい かぞくじゆうぎょうしゃ 自営・家族従業者	4.8%
じょうきんしよくいん じゆうぎょういん 常勤職員・従業員 (正社員)	45.8%
りんじ 臨時・パート・アルバイト	23.2%
ひ やと 日雇い	20.7%
た その他	3.3%

【屋外生活者の今後の展望】

こんご せいかつ じょうい 今後の生活について（上位5つ）	わりあい 割合
いま 今のままでいい（路上生活）	40.9%
す しゅうしょく じかつ アパートに住み、就職して自活したい	17.5%
ふくし しえん う かる アパートで福祉の支援を受けながら、軽い 仕事をみつきたい	12.0%
わからない	8.3%
しゅうしょく 就職することはできないので何らかの福祉 (生活保護や施設入所等) を利用して生活したい	7.6%

【困ったときに相談できる相手】

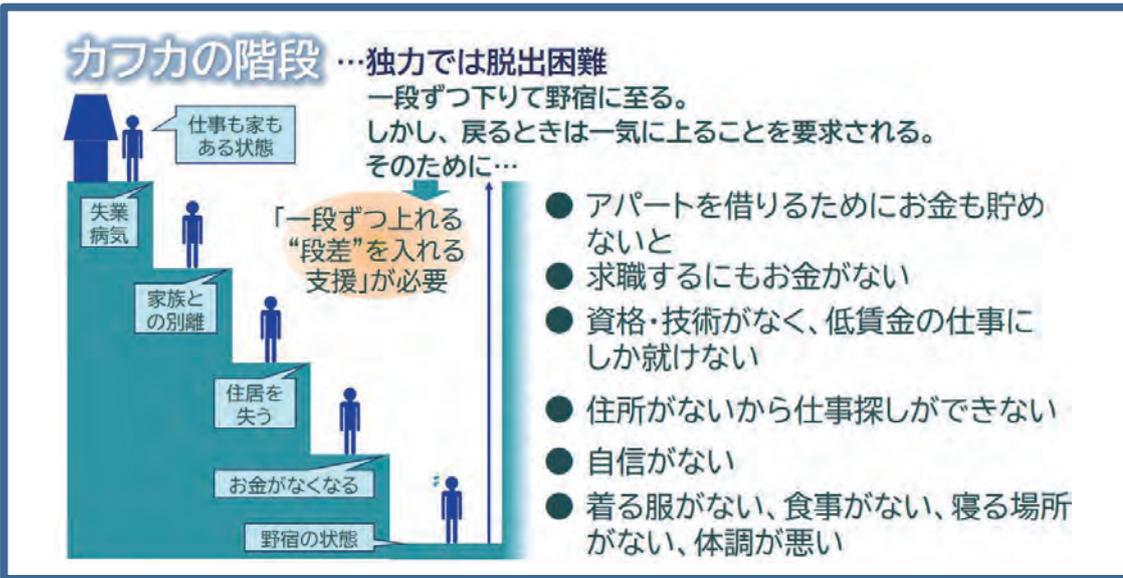
こま 困ったときに相談する相手がいる割合	ろじょうせいかつまえ 路上生活前	げんざい 現在
あいて 相手がいる	51.2%	37.8%
あいて 相手がいらない	48.8%	62.2%

【困ったときに助けてくれる相手】

こま 困ったときに助けてくれる相手がいる割合	ろじょうせいかつまえ 路上生活前	げんざい 現在
あいて 相手がいる	48.5%	37.2%
あいて 相手がいらない	51.5%	62.9%

「ホームレスの実態に関する全国調査(生活実態調査)の結果(令和3年)」(厚生労働省)(<https://www.mhlw.go.jp/content/12003000/000932240.pdf>)、
「ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)結果(令和7年)」(厚生労働省)(<https://www.mhlw.go.jp/content/12003000/001477787.pdf>)をもとに作成

【カフカの階段（提示用）】（出典：横浜市教育委員会教職員研修資料）



【「カフカの階段」とは】

生田武志氏が「野宿者が増えるのはなぜか」の説明をするために、作家フランツ・カフカ『父への手紙』の一部を引用し、命名した考え方。

野宿になるときは、だれでもある日いきなりなのではなくて、「段階」を1段ずつ落ちてだんだんと野宿になる。そして、そこからもとの「仕事をして家もある状態」に戻ろうとすると、4段分の階段が図のように1枚の「壁」になっているので、上がることも取りつくこともできない、ということ。

もといた場所に戻ろうとしても、今度はいろいろな条件を一気にクリアしないといけないので、なかなか上がることができない。その結果、野宿している人がどんどん増える。

【椅子取りゲーム（提示用）】（出典：横浜市教育委員会教職員研修資料）

いすとりゲーム

いすの数が人数より少ない限り、どう努力しても座れない人は出てしまう。すべての人ががんばっても、必ず座れない人はいる。
「いす＝仕事」仕事がなくなれば収入もなくなり、ホームレスになる可能性は高くなる。

【屋外生活者襲撃事件】※教師が読み聞かせる

1982年暮れ頃から1983年2月にかけて、横浜市内の公園などの屋外で生活していた人たちが次々と襲われ、3人が死亡、13人が重軽傷を負う事件が発生しました。2月11日、犯人として市内の中学生5人を含む14歳～16歳の少年10人が逮捕されました。

少年たちは逮捕されたとき、「こんなことで逮捕されるの?」「襲撃すると胸がスカッとした」「おもしろかった」などと語っていたとのこと。また、少年達は、この事件を起こした動機は全くの「遊び」であるとわかりました。少年たちは襲った相手が死亡したことを知っていましたが、罪の意識はなく、「屋外生活者は抵抗しない」との理由だけで、「おもしろ半分」に襲っていたということでした。

1 対象 教職員

2 ねらい

犯罪被害者やその家族が置かれている状況を知り、気持ちに寄り添うことの大切さを考える。また、犯罪被害者やその家族は、その被害だけではなく、二次被害を受けることもあることを理解し、二次被害を防ぎ、被害者やその家族に対してできることを考える。

3 準備するもの

○ウェブページ 犯罪被害者等に関する青少年向け啓発用教材「私たちにできること 痛みを受け止めるために ともに生きるために」 (<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kou-kei/kyouzai/kyouzai-1.pdf>)

○ワークシート

○資料



4 解説

犯罪被害者やその家族は、犯罪による直接の被害に加え、周囲の無理解による言動などの二次被害でも苦しみを抱えることとなります。それは、日常生活で犯罪被害について考える機会そのものがあまりないためと考えられます。このワークをとおして、身近に犯罪被害者等がいた場合、どのようなことができるのかを具体的に考え、犯罪被害者やその家族の苦しみや心情を想像し、犯罪被害者等の人権について考えます。

5 進め方（展開例） 60分

時間	本時の流れ（活動・内容）	留意事項	資料など
導入 15分	<p>◆本時の確認（2分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本時の流れや留意点の説明を聞く。 <p>◆アイスブレイキング（13分） 「共通点グランドスラム」</p> <p>①グループで、お互いの情報を出し合いながら、「共通点」を探し、見つかったものからワークシートに書きだしていく。 （例）好きな食べ物、趣味、休日の過ごし方、行ってみたい場所など</p> <p>②4人全員に共通するもの、3人に共通するもの、2人に共通するもの、全員に共通しないものを見つけられたらゴールとする（グランドスラム達成）。</p> <p>③共通点と感想を発表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本時の流れを説明する。 ・P4〔学習の約束〕を伝える。 ・3～4人程度のグループで行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート
<p>・コミュニケーションを深めるとともに、様々な意見を受け止めやすい環境をつくる。</p>			

<p>展開 40分</p>	<p>◆アクティビティ1 (15分) 「犯罪被害者とその家族について知る」 ①ワーク1に個人で取り組む。 ②説明を聞いて自分の回答と照らし合わせ、犯罪被害者とその家族が置かれている状況を知る。</p> <p>◆アクティビティ2 (25分) 「犯罪被害者の家族が受ける二次被害について」 ①ワーク2に個人で取り組む。 ②個人で考えたことをグループで伝え合い、犯罪被害者の家族が受ける二次被害について考える。 ③グループで出た考え、意見を全体で共有する。 ④新たに考えたことを書く。 ⑤資料の1の内容を説明する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者がいる可能性があることをふまえて、十分配慮をして内容を展開する。 ・ウェブページを提示し、簡単に説明する。 ・3～4人程度のグループをつくる。 ・被害者への接し方のポイントをおさえる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート ・犯罪被害者等に関する青少年向け啓発用教材「私たちにできること 痛みを受け止めるために ともに生きるために」ウェブページ ・ワークシート ・資料
<p>まとめ 5分</p>	<p>◆まとめ (5分) ・まとめの話を聞く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者の立場に立って考えることの大切さについて考えさせる。 ・資料の2を使用し、相談窓口などの機関を紹介する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料
<p>・当事者の気持ちに寄り添い、支援や配慮をする姿勢が大切である。 ・犯罪被害者やその家族に対してだけではなく、普段の生活でも自分の何気ない言動がまわりの人を傷つけていないか、考えることも大切である。</p>			

<参考資料など>

- ・「人権学習のための参加体験型学習プログラム集（第2集）」神奈川県教育委員会（平成27年3月）
- ・犯罪被害者等に関する青少年向け啓発用教材「私たちにできること 痛みを受け止めるために ともに生きるために」株式会社キノックス発行（2007年11月20日）企画・監修／内閣府犯罪被害者等施策推進室（<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kou-kei/kyouzai/kyouzai-1.pdf>）

犯罪被害者やその家族の人権について考えよう

「共通点グランドスラム」

～めざせグランドスラム 話し合ってお互いの共通点を見つけよう～

人数	内容
シングルHit (みんなバラバラ)	
ツーベースHit (2人に共通)	
スリーベースHit (3人に共通)	
ホームラン (4人に共通)	

ワーク1

「犯罪被害者とその家族について」の設問を考え、それらの人々が置かれている状況を知りましょう。

- 問1 犯罪被害者といえば殺人・傷害などの暴力犯罪によるものが圧倒的に多い。
 そう思う そう思わない どちらともいえない
- 問2 犯罪被害者とその家族の被害といえば、大別すると「身体的な被害」と「精神的な被害」とに分けられる。
 そう思う そう思わない どちらともいえない
- 問3 犯罪被害者とその家族の意識やおかれている状況は、事件の違いはあってもほとんど同じである。
 そう思う そう思わない どちらともいえない
- 問4 犯罪被害者とその家族には、早く立ち直るよう励ましたり、事件を忘れることをすすめることも必要だ。
 そう思う そう思わない どちらともいえない
- 問5 傷つけてはいけないので、犯罪被害者とその家族には声をかけたりせず、あえて距離をおいたほうがよい。
 そう思う そう思わない どちらともいえない

ワーク2

○Aさんは中学1年生です。3週間前、Aさんの父親と小学5年生の弟が交通事故にあいました。買い物帰りに横断歩道を渡っているとき、飲酒運転の車が赤信号を無視して突っ込んできたのでした。弟は即死、父親は重傷でまだ入院しています。

○弟を交通事故で亡くしたAさんは、しばらく学校を休んでいましたが、このままではだめだと思い登校しました。しかし、クラスメイトから様々なことを言われ、いてもたってもいられず教室を飛び出しました。



< Aさんはなぜ教室を飛び出したのかを考えましょう >

同級生からの言葉によって、再び、Aさんは学校を休むようになってしまいました。そこで、Aさんの担任であるあなたはAさんの家へ家庭訪問に行きました。

< AさんやAさんの母親に対して、あなたならどのような言葉かけをするか考えてみましょう >

< 全体共有で新たに考えたことを書いてみましょう >

1 被害者への接し方

被害者への接し方のポイント

- 被害者を責めたり安易に励ましたりせずに、話をよく聴くこと**
無理やり話を聞き出そうとするのではなく、被害者が話を始めたら、そのまま受け止めることが大切です。安心して話ができる場、感情を出せる場を提供しましょう。被害者が何も話せない時は、そばに寄り添うだけでも、被害者にとって大きな支えとなります。
- 被害者の意向を確認して、被害者自身が選択できるように支援すること**
被害者が、被害による影響で体調を崩したり落ち込んだりしていると、周りの人は、被害者に負担をかけまいとして、被害者に確認をせずに、物事を進めてしまうことがあります。被害者のためと思い、被害者の意向を確認しないままに、なんでもやってあげようとする、被害者は自分が「何もできない人」とみなされたように感じてしまいます。そして、被害者は、自分の知らないところで物事が決められていくことに傷つき、無力感を強めてしまいます。
大切なことは、被害者に関することを決める場合は、被害者に対し、必要な情報や選択肢を提示して、被害者が自分で判断できるように支援するということです。被害者が自分で判断して、物事を進めていくということは、被害者の自信と尊厳の回復にもつながります。
- 二次的被害を与えないよう配慮すること**
被害者は、対人関係や周囲の人々の共感を伴わない言動にとっても敏感になっています。被害者をさらに傷つけてしまうことのないように、被害者の状況やつらい気持ちに思いを巡らせながら配慮のある言動をするよう心がけましょう。
不用意な発言で被害者を傷つけてしまったと自覚した場合は、その場で素直に謝り、改めて発言の意図を説明するなどの対応を行うことが大切です。

引用：警察庁 犯罪被害者等施策 犯罪被害にあわれた方・支援者のためのポータルサイト ギュッとCH/支援者の方々へ/犯罪被害にあうと (<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/portal/shiensya/higainiauto/index.html#gsc.tab=0>)

2 相談窓口

かながわには犯罪被害者を支える仕組みがあります

犯罪被害に関する相談窓口	性犯罪・性暴力被害に関する相談窓口
<div style="border: 1px solid #e91e63; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <p style="color: #e91e63; font-weight: bold;">かながわ犯罪被害者 サポートステーション</p> </div> <p style="font-size: 24px; color: #e91e63; font-weight: bold;">☎ 045-311-4727</p> <p>毎週月～土曜日 / 9時～17時</p> <p>祝休日・年末年始・かながわ 県民センターの休館日を除く</p> <div style="text-align: right;">  </div> <p style="margin-top: 10px;">お住まいの市町村にも 窓口があります ▶▶▶</p> <div style="text-align: right;">  </div>	<div style="border: 1px solid #e91e63; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <p style="color: #e91e63; font-weight: bold;">かながわ 性犯罪・性暴力被害者 ワンストップ支援センター</p> </div> <p style="text-align: center; font-size: 10px;">はやくワンストップ</p> <p style="font-size: 24px; color: #e91e63; font-weight: bold;">かならいん ☎ #8891</p> <p>24時間365日 性別・年齢不問 AV出演被害に関するご相談も受けします。</p> <div style="text-align: right;">  </div> <p style="margin-top: 10px;">  かながわ性被害相談 LINE </p> <p>毎週火・木・金・日曜日 / 16時～21時</p> <div style="text-align: right;">  </div> <div style="border: 1px solid #e91e63; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;"> <p style="color: #e91e63; font-weight: bold;">男性 及び LGBTs被害者のための専門相談ダイヤル</p> </div> <p style="font-size: 24px; color: #e91e63; font-weight: bold;">☎ 045-548-5666</p> <p>毎週火曜日 / 16時～20時 祝休日・年末年始を除く</p>

かながわ犯罪被害者サポートステーション「犯罪被害者等支援施策に係る一般向けポスター」を加工して作成

自分事として考えよう

1 対象
中学生

2 ねらい

拉致被害は重大な人権侵害であることを知り、拉致被害者やご家族の思いを理解し、自分事としてとらえ、拉致問題を風化させず、解決に向けて自分にできることを考える。

3 準備するもの

○動画 北朝鮮による日本人拉致問題啓発アニメ「めぐみ」短縮版（政府広報オンライン）

<https://www.gov-online.go.jp/cas/202404/video-282758.html>

○ワークシート



4 解説

北朝鮮当局による日本人拉致は、我が国の主権に関わる問題であるとともに、重大な人権侵害です。国策定の「人権教育・啓発に関する基本計画」（第二次）において、拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、国民の関心と認識を深めるための取組を積極的に推進するものと定められています。

今なお被害者が自由を奪われ、帰国できない状態が続いている現在、問題解決に向けてこれまで拉致問題について触れる機会の少なかった若い世代への啓発が重要な課題となっています。

ワークシート集第17集には、拉致被害者のご家族の思いについて考える活動があります。本ワークでは、拉致被害者である横田めぐみさんが中学生で拉致されていることから、同じ中学生としてめぐみさんの気持ちを想像することで自分事としてとらえることをねらいとしています。また、守られていない拉致被害者の権利を考えることをとおして、自分にできることを考え、実践しようとする意欲を育みます。

まとめとして、北朝鮮による拉致被害者家族連絡会代表の横田拓也氏の言葉を紹介しています。家族としての思いを受け止めるとともに、北朝鮮当局以外の北朝鮮の人々をはじめとした朝鮮半島の人々や、日本で生活する朝鮮半島につながるのある人々への差別や偏見につながらないように留意することが必要です。

5 教科などとのつながり

社会、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動 など

6 進め方（展開例） 50分

時間	学習の流れ（活動・内容）	留意事項	資料など
導入 7分	<p>◆学習の確認（2分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業の流れや留意点の説明を聞く。 <p>◆アイスブレーキング（5分）</p> <p>「幸せな時間を共有しよう」</p> <p>①自分が楽しい時間・幸せだと思う時間を個人で考え、ワークシートの1に書く。</p> <p>②グループで伝え合う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・授業の流れを説明する。 ・P4〔学習の約束〕を伝える。 <ul style="list-style-type: none"> ・4～6人のグループをつくる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート

	<p>・同じように「幸せな時間を過ごしたい」という思いを持って生活していたが、突然その生活を奪われた中学生がいるということを知らせ、アクティビティにつなげる。</p>		
展開 30分	<p>◆アクティビティ（30分） 「自分事として考えよう」</p> <p>①動画（14分59秒）を視聴し、北朝鮮当局による拉致問題を知る。</p> <p>②めぐみさんが奪われた権利、守られていない権利には、どのようなものがあるか考え、ワークシートの2に書く。</p> <p>③グループで伝え合う。</p> <p>④全体で共有する。</p>	<p>・拉致問題について理解するとともに、拉致被害者やそのご家族の気持ちを想像するよう促す。</p> <p>・自分たちが普段当たり前にできていることが、できない状況であることに気づかせる。</p>	<p>・動画</p> <p>・ワークシート</p>
	<p>・「めぐみさんに起こった過去の話」ではなく、同じ中学生として自分に起きたことだったかどうかを考えさせることで、自分事としてとらえられるようにする。</p>		
まとめ 13分	<p>◆まとめ（13分）</p> <p>①ワークシートにある「拉致被害者ご家族の思い」を読み、拉致問題を風化させないために、自分たちにどのようなことができるのかを考えてワークシートの3に書く。</p> <p>②まとめの話を聞く。</p>	<p>・今なお辛い思いをされ、拉致被害者の帰国を待ちわびているご家族がいることをあらためて確認する。</p> <p>・国の取組である「北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクール」を紹介する。</p> <p>・北朝鮮当局以外の北朝鮮の人々をはじめとした朝鮮半島の人々や、日本で生活する朝鮮半島につながりのある人々に責任を帰する問題ではないことをおさえる。</p> <p>・生徒から出された意見や記述をもとにまとめる。</p>	<p>・ワークシート</p>
	<p>・拉致問題を風化させないためには、拉致問題について一人ひとりが理解するとともに、自分事として考え、関心をもちつづけることが大切である。</p>		

<参考資料など>

・「人権学習ワークシート集 一人権教育実践のために 第16集（小・中学校編）」神奈川県教育委員会（令和2年3月）

・政府 拉致問題対策本部ウェブサイト「北朝鮮による日本人拉致問題」

・かなちゃんTVサブチャンネル「拉致問題を考える特別授業」

<https://www.youtube.com/watch?v=HhDJICKGEVs&t=2735s>



・かなちゃんTVサブチャンネル「拉致問題 — もし、大切な人が突然いなくなったら」

<https://www.youtube.com/watch?v=vBwrzcT571U>



じぶんごと かんが
自分事として考えよう

() 年 () 組 () 番 名前

1 自分が楽しい時間・幸せだと思ふ時間を書き出してみましよう。

[Blank box for writing answers to question 1]

2 めぐみさんが奪われた権利、守られていない権利は何でしょう。

[Blank box for writing answers to question 2]

3 拉致問題を風化させないために、自分たちにできることは何でしょう。

[Blank box for writing answers to question 3]

◆ 拉致被害者ご家族の思い ◆ 北朝鮮による拉致被害者家族連絡会代表 横田 拓也さん

※令和6年12月に県立城郷高等学校において行われた「拉致問題を考える特別授業」の講演の一部を編集して紹介します。

もし、拉致被害者の方々にこうした拉致事件が起きなければ、どれだけ多くの自己実現や社会貢献ができたろうかということもいつも思います。めぐみは13歳で拉致されたから、部活のバドミントンで選手になれたかもしれないし、高校や大学に進学して会社に入って、恋人ができて、家庭を持ってお子さんを授かって、いろんなことができたのではないかと思います。今日こうして同い年くらいの皆さんを見ていると、本当にこういう未来があったのではないかといつも思います。土日とか駅で、空港で、修学旅行で集まっている女の子たち、ジャージを着てこれから部活動に行く女の子たちを見ると、めぐみにもこうした当たり前の幸せな人生があったのではないかといつも思いますが、そうした当たり前の自由を奪われたまま拘束されている、その不便さをぜひ皆さんにわかってほしいと思っています。

(・・・中略・・・)

しかしながら、皆さんにぜひ間違っほしくないのは、人権侵害している相手の国ですけれども、2,500万人の北朝鮮国民が悪いわけじゃないということもわかってほしいと思います。一部の政府の一部の人間が拉致事件、人権侵害を行っているだけであって、多くの北朝鮮国民の人々は悪くないということです。そして日本にも在日の方々が住んでいらっしやいます。その人たちを差別したり、非難したりすることは間違っている。私は許せない相手ではあるけれども、そうした差別が助長されるようなことがあってはいけませんから、皆さんもここはぜひ間違えないで、この人権問題を真正面から受け取っほしてほしいと思っています。

北朝鮮による拉致問題とは

○1970年代から80年代にかけて北朝鮮による日本人拉致が多発し、現在、政府は17名を拉致被害者として認定しています。また、政府が認定した拉致被害者以外にも、拉致の可能性を排除できない人たちがいます。

○平成14年9月の第1回日朝首脳会談において、北朝鮮は日本人を拉致したことを認め、謝罪しました。その後、5人の拉致被害者が帰国されましたが、残りの拉致被害者は帰国の途についていません。

出典：神奈川県文化スポーツ観光局国際課ウェブページ

(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/k2w/cnt/f1091/>)



拉致問題の解決のためにできること

生徒が拉致問題の解決のためにできることとして、「拉致問題の事実や経緯を正しく学ぶ」、「被害者やご家族の思いを知り、感想や考えをまとめる」、「学んだことを家族などと共有し、話し合う」「ポスターや新聞づくりなど啓発活動に取り組む」などが考えられます。

国では、「北朝鮮人権侵害問題啓発作文コンクール」を毎年実施しています。個人で取り組むことはもちろんのこと、人権教育の一環として学級や学年、学校全体で取り組むこともできます。ここでは、このコンクールについて紹介します。

北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクール

政府拉致問題対策本部では全国の中高生を対象に、拉致問題関連の映像作品、舞台劇の視聴や拉致問題関連書籍の読書等を通じて拉致問題を知ってもらい、拉致被害者や拉致被害者御家族の心情を理解するとともに、拉致問題解決のために自分に何が出来るのか、何をすべきかについて深く考える機会とすることを目的として、北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクールを実施しています。

作文コンクールに取り組むにあたって活用できる視聴覚映像

ワークで使用したアニメ「めぐみ」以外にも、活用できる視聴覚映像があります。各視聴覚映像についての詳細は、北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクールのウェブページから確認ができるようになっています。

- ①ドキュメンタリーコミック「母が拉致された時 僕はまだ1歳だった」
※拉致問題対策本部の電子図書館で貸し出しをしています。
- ②動画「北朝鮮による拉致問題を考えるー日本の拉致被害者御家族の訴えー」
※YouTube 拉致問題対策本部公式動画チャンネルで視聴できます。
- ③動画「拉致被害者御家族ビデオメッセージー必ず取り戻す！愛する家族へー」
※YouTube 拉致問題対策本部公式動画チャンネルで視聴できます。
- ④映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」
※拉致問題対策本部がDVDの貸与を行っています。

北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクール（拉致問題対策本部）

(<https://www.rachi.go.jp/jp/shisei/sakubun.html>) を加工して作成



多様なセクシュアリティを大切にしよう！

1 対象

小学校4年生～6年生、中学生

2 ねらい

セクシュアリティ（性のあり方）についての理解を深めるとともに、お互いの違いを認め合い、自分や友だちの「自分らしさ」を大切にできる意識や態度を育てる。

3 準備するもの

○動画 「【小学校高学年版】いろいろな性ってなんだろう？」（認定特定非営利活動法人ReBit）

https://www.youtube.com/watch?v=yZbFs_GXTYk&t=4s

○ワークシート

○資料



4 解説

今日では、「セクシュアリティ」は、男性か女性という2つの枠組みではなく、多様で豊かなものという考え方に変化しつつあります。性のあり方には、「からだの性」、「こころの性」、「好きになる性」、「表現する性」など複数の構成要素があります。様々な次元の要素の組み合わせによって一人ひとりの性のあり方が異なり、多様なセクシュアリティが存在します。性的マイノリティの人もそうでない人も、みんなが多様なセクシュアリティの当事者なのです。

小学校高学年から中学生になると、自立心が芽生える一方、自分と他者を比べることで劣等感を感じやすくなります。また、心や体が大人へと変化する中、まわりと違って見える性的マイノリティの児童・生徒がいじめの標的になることもめずらしくありません。この時期に「セクシュアリティ」について正しく理解し、違いを認め、自分らしく生きることの大切さについて考えられるようにすることが大切です。

5 教科などとのつながり

体育／保健体育、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動 など

6 進め方（展開例） 45分または50分

時間	学習の流れ（活動・内容）	留意事項	資料など
導入 7分	<p>◆学習の確認（2分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業の流れや留意点の説明を聞く。 <p>◆アイスブレーキング（5分）</p> <p>「自分がイメージするおにぎりを描いてみよう」</p> <p>①自分がイメージするおにぎりとおにぎりの中身をワークシートの1に記入する。</p> <p>②3～4人のグループで伝え合う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・授業の流れを説明する。 ・P4〔学習の約束〕を伝える。 <ul style="list-style-type: none"> ・人の好みや考えはいろいろであること、見た目ではわからないものもあることを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート

	<ul style="list-style-type: none"> ・自分が「こうだ」と思いこんでいても、正解がないものもある。 ・見た目ではわからないものもあり、目に見えないからこそ、よく知ろうとすることが大切である。 		
展開 小学校 33分 中学校 38分	<p>◆アクティビティ1(小23分、中25分) 「多様なセクシュアリティについて考える」</p> <p>①動画(約7分)を一部視聴する。</p> <p>②資料を読む。</p> <p>③性的マイノリティの人はどのような悩みや生きづらさを感じているのかを考え、ワークシートの2に書く。</p> <p>④③について3～4人のグループで伝え合う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・最初～7分05秒までを視聴させる。 ・セクシュアリティは多様であることに気づかせる。 ・全ての人にそれぞれの性的指向・性自認があることを知り、セクシュアリティについて自分事として考えられるようにする。 ・当事者がクラスにいることを想定し、ホモ・オカマ・レズなどの差別的な発言があった場合は正しい用語を示し、傷つく言葉があった場合は、その場で指摘する。 ・何気ない言葉で傷つけていることがあるかもしれないことに気づかせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・動画 ・資料 ・ワークシート
	<ul style="list-style-type: none"> ・セクシュアリティの構成要素を知り、一人ひとりがそれぞれのセクシュアリティを生きていることを知る。 ・性的マイノリティの方が抱えている生きづらさや悩みに気づくことが大切である。 		
まとめ 5分	<p>◆アクティビティ2(小10分、中13分) 「一人ひとりの違いを認め合うために」</p> <p>①動画(約1分30秒)を一部視聴する。</p> <p>②一人ひとりの違いを認め合うためには、どのようなことを大切にしていたらよいかを個人で考え、ワークシートの3に書く。</p> <p>③3～4人のグループで伝え合う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・13分00秒～14分30秒までを視聴させる。 ・自分が共感した言葉や、気づいたことなどをもとに書かせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・動画 ・ワークシート
	<p>◆まとめ(5分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まとめの話を聞く。 ・今日の授業をとおして、気づいたことや感じたことをワークシートの4に書く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業をとおして児童・生徒から出された考えや記述をもとに、ねらいをおさえ、まとめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート
<ul style="list-style-type: none"> ・セクシュアリティについて理解した上で、自分自身の決め付けや偏見に気づき、自分や友だちの「自分らしさ」を尊重していくことが大切である。 			

<参考資料など>

- ・「【小学校高学年版】いろいろな性ってなんだろう？」(認定特定非営利活動法人ReBit)
https://www.youtube.com/watch?v=yZbFs_GXTYk&t=4s

性的マイノリティの方のエピソード

わたし じよせい わたし ようちえん ころ じよし たい
 私は「女性」です。私は、幼稚園の頃から女子に対して「あこがれ」の
 ような気持ちを持っていた。中学生になり、友達同士で好きな男子のうわさ
 ばなし 話をするようになったが、わたし きょうみ ともだち はなし あ
 私は興味なかった。友達と話を合わせられる
 ように、好きな男子を見つけようと努力したが、見つけられなかった。

がっこう 学校では、レズビアンであることをカミングアウトした芸能人について、
 とも おんな こ おんな こ きも わる い ほけん
 友だちが「女の子が女の子を好きになるのって気持ち悪い」と言い、保健
 たいいく じゅぎょう 体育の授業では「思春期になると異性に関心が芽生える」と担任の先生が話
 していた。家では、大好きなおばあちゃんに「あなたがお嫁に行くまで元気
 でいたい」と言われる。「自分は変なの？どうしてなの？私だけなの？」
 ふあん きも 不安な気持ちでいっぱいになった。そして、友達はこんな自分を受け入
 れてくれないのではないかと、まいにちなや つづ 毎日悩み続けた。

さいきん ころろ そこ す ひと かいしゃ ゆうじん う い
 最近、心の底から好きな人ができた。会社の友人です。受け入れてもらえ
 なかったらどうしようという不安な気持ちがあり、かんけい わる
 関係が悪くなってしまう
 なら、ずっとだま ほう 黙っていた方がいいのではないかと、くる きも
 苦しい気持ちでいる。そ
 わたし す ひと わたし おな じよせい
 の私の好きな人は、私と同じ「女性」です。

1 対象

小学校4年生～6年生、中学生

2 ねらい

インターネットやSNSは便利である一方、人権意識や情報モラルなどが不十分だとトラブルにつながりやすく、いじめなど人権侵害につながる可能性があることに気づき、人権意識を持って正しく使うことのできる力を育む。

3 準備するもの

○ワークシート

○動画 人権啓発動画「インターネットはヒトを傷つけるモノじゃない。」(MOJchannel/法務省)

①学校等でのSNSいじめ編 30秒バージョン <https://www.youtube.com/watch?v=JaplkaWWiWk>

②SNS・掲示板等での匿名の誹謗中傷編 30秒バージョン <https://www.youtube.com/watch?v=HNQt9Li22TA>

③SNS等での情報の拡散による誹謗中傷編 30秒バージョン <https://www.youtube.com/watch?v=HKbvnOJ6Rdw>

④著名人への誹謗中傷編 30秒バージョン <https://www.youtube.com/watch?v=v7IpQWSp49U>

※動画の二次元コードはP90に掲載

4 解説

これからの世の中においてインターネットは身近な存在としてあり続けます。インターネットを使っていく上で、利便性だけではなく危険性についても知り、人権侵害の加害者にも被害者にもならないためにどうしたらよいか、自ら考えながら使用する力を身に付けることが必要です。

「不適切な写真をSNSにアップしない」ことは理解しているはずなのに、「炎上」が起きてしまうのはなぜなのでしょう。「知っている人しか見ないだろう」という安易な気持ちや、「不適切な写真」が何かということについて個々の認識のずれが考えられます。このワークでは、そのずれを認識し、自分の中の「当たり前」を疑うことを意図しています。その上で、普段、ネットを通じてつながることの多いクラスメイトが考える「当たり前」と自分の「当たり前」を比べ、お互いにとってよりよい使い方について考えます。

インターネットは、相手を思いやり、人権を尊重した発信が求められていることを理解した上で使用することが必要です。人権尊重の精神を涵養していくこととともに、インターネットやSNSなどの使い方についての話し合いやルールづくりを学校や家庭などで行っていくことが求められています。

5 教科などとのつながり

技術・家庭、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動 など

6 進め方(展開例) 45分または50分

時間	学習の流れ(活動・内容)	留意事項	資料など
導入 10分	<p>◆学習の確認(2分)</p> <p>・授業の流れや留意点の説明を聞く。</p> <p>◆アイスブレーキング(8分)</p> <p>「写真を公開する前に(1)」</p> <p>①どの写真をネットに公開したいと思うか、公開しても問題がないと思う順にワークシートの1に書く。</p>	<p>・授業の流れを説明する。</p> <p>・P4【学習の約束】を伝える。</p> <p>・4人程度のグループで行う。</p>	<p>・ワークシート</p>

	<p>②考えたことをグループや全体で共有する。</p> <p>③自分が気づいたことをワークシートの2に書く。</p>	<p>・正解を求めるのではなく、それぞれの考えを大事にする。</p> <p>・時間があれば、全体で共有する。</p>	
	<p>・自分とクラスメイトの「当たり前」が違うことに気づく。</p>		
展開	<p>◆アクティビティ1 (20分) 「写真を公開する前に(2)」</p> <p>①ネットに公開されたら「いやだな」と感じる写真をワークシートの3から選ぶ。</p> <p>②考えたことをグループや全体で共有する。</p> <p>③ネットで公開するときには、どのようなことに気をつければよいか考えてワークシートの4に書く。</p>	<p>・1つに絞れない場合は、複数選んでもよいことを伝える。</p> <p>・全体共有では、少数派の意見も積極的に紹介する。</p>	<p>・ワークシート</p>
	<p>・自分が考える「いやだな」と感じる写真と、クラスメイトが「いやだな」と感じる写真は違うことに気づき、その違いからトラブルが起きてしまうことをおさえる。</p>		
小学校 30分 中学校 35分	<p>◆アクティビティ2 (小10分、中15分) 「インターネットはヒトを傷つけるモノじゃない」</p> <p>①動画 (各30秒) を視聴する。</p> <p>②考えたことをグループや全体で共有する。</p>	<p>・人権啓発動画は4つある。クラスの実情に応じて選択する。</p> <p>・必要に応じて繰り返し視聴し、適宜補足する。</p>	<p>・動画</p>
<p>・インターネットの適切な使い方を学び、人権を意識した発信をすることの重要性をおさえる。</p>			
まとめ 5分	<p>◆まとめ (5分)</p> <p>・授業をとおして、わかったこと、考えたことをワークシートの5に書く。</p>	<p>・授業をとおして児童・生徒から出された考えをもとに、ねらいをおさえてまとめる。</p>	<p>・ワークシート</p>
<p>・一度ネット上に公開されてしまった情報は永遠に消えない。個人の不用意な発信が相手を傷つけることを理解し、相手の人権を意識しながらインターネットやSNSなどを使用していく。</p> <p>・ネット上で見かけたいじめなどの問題は、そのままにせず誰かに相談する。情報を拡散した場合は、自身が加害者になりえる。加害者にも被害者にもならないために、一人ひとりが人権感覚を高めることが必要である。</p>			

<参考資料など>

- ・「インターネットと人権侵害 (匿名の誹謗中傷～その現状と対策)」佐藤佳弘著 武蔵野大学出版会 (2016年1月)
- ・「デジタル・シティズンシップ コンピュータ1人1台時代の善き使い手をめざす学び」坂本旬、芳賀高洋、豊福晋平、今度珠美、林一真 著 大月書店 (2020年12月)

ちょっとまって、公開する前に ~気づく・感じる・考える~

()年 ()組 ()番 名前 _____

1 あなたなら、どの写真をネットに公開したいと思いますか。公開しても問題がないと思う順に左から並べてみましょう。



← 問題なし		問題あり →	

2 どのようなことに気づいたか、書きましょう。

3 あなたがネットに公開されたら「いやだな」と感じる写真を一つ選んでみましょう。

- ① ①自分の寝顔
- ② ②自分の変顔
- ③ ③自分の部屋
- ④ ④たまたま写り込んだ自分
- ⑤ ⑤食事時の自分

4 ネットで公開するときには、どのようなことに気をつければよいでしょうか。

5 授業をとおしてわかったことや考えたことを書きましょう。

16 インターネットによる人権侵害

【コラム】 ネットは便利！でも、危険も…

インターネットは、様々なアプリやSNSの活用により、コミュニケーションの輪が広がるほか、世界中のWEBサイトにアクセスできたり、遠く離れた人とも写真や動画を共有することができたりと、世界中の様々な人とつながることができる便利なツールです。



自分の意見や作品を自由に発表できる！
楽しみが広がる！



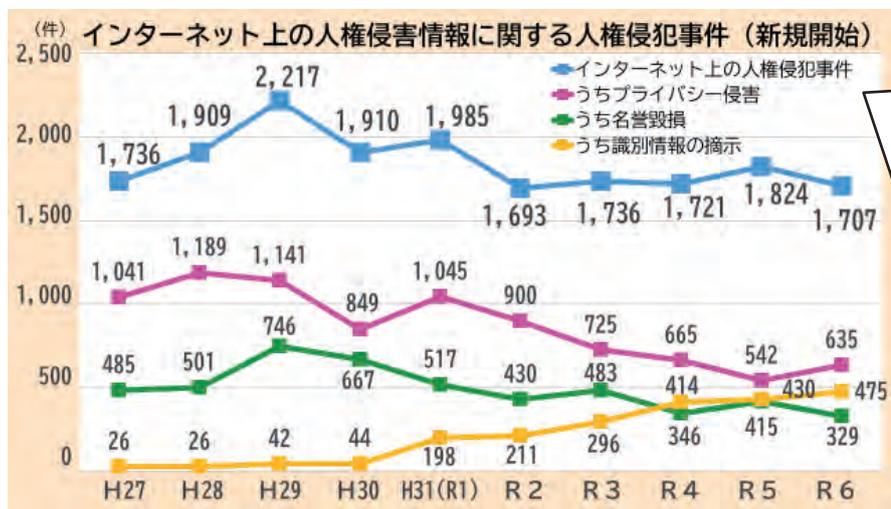
学習に利用できる！



コミュニケーションツールとして、人がつながる！



自由に意見や情報を発信・収集できるインターネットにより、表現の自由や知る権利をより一層享受できるようになった一方で、気づかぬうちに、自分の人権が侵害されたり、他者の人権を侵害したりするかもしれません。



インターネット上で、誹謗中傷につながる書き込みやプライバシーを侵害するような書き込みを見たことはありませんか。軽い気持ちで投稿したメッセージや写真によって、自分自身に留まらず、他者の名誉、プライバシーを侵害し、ときには平穏な生活や身体・生命を脅かす事態につながることもあります。そのようなインターネット上の人権侵害は近年増加傾向にあり、とても身近で、深刻な社会問題となっています。

法務省人権擁護局「令和6年における『人権侵犯事件』の状況について」
(<https://www.moj.go.jp/content/001436205.pdf>) をもとに作成



児童・生徒とインターネットの使い方をチェックしましょう!!

ネット被害から自分を守るために

正しい知識を身につけ、自分で自分の身を守りましょう

- ユーザーID、パスワードは本人を確認するための大切なものです。他人に、不正アクセスなどさせないよう、しっかりと管理しましょう。
- インターネットで知り合った相手は、信用できない人かもしれません。直接会うことは避けましょう。また、悪用されないよう、自分や家族の情報などを伝えないようにしましょう。
- 知らない人からのメールが、コンピュータウィルスの感染源となることもあります。開かないようにしましょう。
- どんなに親しい関係でも、自分の裸の写真などを送らないようにしましょう。



ネットで相手を傷つけないために

ネット上の書き込み、情報発信には責任が伴います

- 相手への思いやりは大切です。チャットや掲示板を使うときは、相手を傷つけたり怒らせたりしないよう、言葉づかいに気をつけましょう。
- 著作権について考えることも大切です。つくった人の許可なく自分のホームページに他人の絵や写真を勝手に載せたりしないようにしましょう。
- 「他の人にも転送して！」などのチェーンメールは、誤った情報をたくさんの人に流してしまいます。他人が発信した情報を再投稿・拡散する前に、その情報が正しいか、他人の不利益にならないかを考えましょう。



インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内

対面 電話 メール チャット SNS 左記マーク以外は各機関のWebフォームから相談

インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害等のトラブルにあった

インターネット上の違法・有害情報を見つけた

解決策について相談したい

悩みや不安について話をしたい

違法薬物の販売情報、違法なわいせつ画像、児童ポルノ、爆発物・銃砲等の製造、殺人や強盗等の犯罪行為の請負・仲介・誘引、自殺の誘引・勧誘などを通報したい

心のSOS まもろうよこころ (厚生労働省)
www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro
 生きるのがつらいほどの悩みや不安を抱えている方に対して、気軽に相談できる窓口を紹介しています。

どうしたらよいか分からない

ネット上の書き込み・画像を削除したい

書き込んだ相手に損害賠償を求めたい

身の危険を感じている／脅迫されている・犯人の捜査、処罰を求めたい

弁護士
または

法的トラブル解決のための「総合案内所」 法テラス

0570-078374 www.houterasu.or.jp

問合せ内容に応じて解決に役立つ法制度や相談窓口に関する情報を案内します。経済的に余裕のない方を対象に無料の法律相談や弁護士費用等を立て替える制度があります(要件確認あり)。

サイバー犯罪の情報提供、相談窓口

警察または居住地のサイバー犯罪相談窓口

www.npa.go.jp/cyber/soudan.html

ネットトラブルの専門家に相談したい

人権問題の専門機関に相談したい

プロバイダ等に削除を促してほしい(民間機関)

有害情報も通報したい(民間機関)

迅速な助言

違法・有害情報相談センター (総務省)



www.ihaho.jp

相談者自身で行う削除依頼の方法などを迅速にアドバイスします。インターネットに関する技術や制度等の専門知識や経験を有する相談員が、人権侵害に限らず、様々な事案に対して幅広くアドバイスします。

削除要請・助言

人権相談 (法務省)



0570-003-110 www.jinken.go.jp

相談者自身で行う削除依頼の方法などの助言に加え、法務局が事案に応じてプロバイダ等に対する削除要請^(※)を行います。
^(※)削除要請は専門的な知見を有する法務局が違法性を判断した上で行うものでありこの判断には時間を要する場合があります。

プロバイダへの連絡
誹謗中傷
ホットライン



www.saferinternet.or.jp/bullying/

インターネット上の誹謗中傷について連絡を受け付け、一定の基準に該当すると判断したものについては、国内外のプロバイダに各社の利用規約等に沿った対応を促す連絡を行います。

迅速な削除の要請
セーフライン



www.safe-line.jp

インターネット上の違法情報や有害情報の通報を受け付け、国内外のサイトへの削除の要請や、警察等への通報を行います。リベンジポルノの被害に遭われた方、いじめの動画画像の通報も受け付けています。

サイトへの削除依頼
インターネット・ホットラインセンター(警察庁)



www.internethotline.jp

インターネット上の違法情報及び重要犯罪密接関連情報、自殺誘引等情報の通報を受け付け、ガイドラインに基づいて該当性の判断を行い、警察への情報提供とサイトへの削除依頼をします。

※上記機関以外に、一般的な情報セキュリティ(主にウイルスや不正アクセス)に関する技術的な相談に対してアドバイスを提供する窓口としてIPA「[情報セキュリティ安心相談窓口](http://www.ipa.go.jp/secure/)」があります。

※上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用してください。

出典：「上手にネットと付き合おう！安心・安全なインターネット利用ガイド」総務省

https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/reference/reference01.html

<参考資料など>

・「令和6年における『人権侵害事件』の状況について(概要)」法務省人権擁護局(令和7年3月)

1 対象

小学校4年生～6年生、中学生

2 ねらい

アイヌ民族の文化について興味・関心をもち、理解を深めるきっかけとする。

3 準備するもの

- ワークシート
- 資料1、2
- 1人1台端末
- 色鉛筆など

4 解説

世界には多数の先住民族が存在しますが、多くの先住民族は迫害の対象となったり、多数派民族への同化を強いられた結果、言語や伝統的な慣習を捨てることを余儀なくされたりといった困難にさらされています。

たとえば、アイヌ民族は、先住民族として独自の言語や文化を持っていましたが、日本が近代国家を形成する過程において、様々な差別や迫害を受けてきました。このような状況の中、平成31年（2019年）に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が成立しました。

同法では、アイヌ施策の推進は、アイヌの伝統等並びに多様な民族の共生及び多様な文化の発展についての国民の理解を深めることを旨として行われなければならないとされています。アイヌの人たちは、県内にも居住しています。「ともに生きる社会かながわ」をめざすためにも、アイヌ民族の文化や歴史を理解し、民族としての誇りを尊重することが重要です。

5 教科などとのつながり

社会、図画工作／美術、総合的な学習の時間 など

6 進め方（展開例） 45分または50分

時間	学習の流れ（活動・内容）	留意事項	資料など
導入 10分	◆アイヌ文化について知る（5分） ・資料1を読む。	・資料1に触れながら、アイヌ文化について話をする。児童・生徒の実態に応じて、難しい言葉はわかりやすい表現にして伝える。	・資料1
	◆アイスブレイキング（5分） 「アイヌ語であいさつしてみよう」 ・資料1を持ってクラス内を自由に歩き、クラスメイトにアイヌ語であいさつをする。		
・アイヌの言葉に出会い、アイヌ文化に興味を持つ。			

<p>展開</p> <p>小学校 30分 中学校 35分</p>	<p>◆アクティビティ（小30分、中35分） 「アイヌ文化にふれてみよう」</p> <p>①資料2を参考にしたり、1人1台端末を使ったりして、アイヌの衣服について調べる。</p> <p>②資料1、2を参考に、ワークシートの1に色鉛筆などで描き入れる。</p> <p>③6人程度のグループで、お互いが描いた衣服を鑑賞する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料2の写真を見せながら、文様には、一部の地域では魔除け（災いを避ける）の意味があり、着る人を守るように祈りが込められていたことを話す。 ・文様の意味については、地方によって様々であることに留意する。 ・文様の形も地方によって様々なものがあることに留意する。 ・原則左右対称に描くよう伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料2 ・資料2の写真の拡大 ・1人1台端末 ・ワークシート ・色鉛筆など
<p>まとめ</p> <p>5分</p>	<p>◆まとめ（5分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワークシートの2を書く。 ・グループで感じたことを伝え合う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・振り返りから、アイヌ文化に対する言葉などを拾い、アイヌ文化について更なる興味・関心につなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート

・アイヌの言語や伝統的な慣習には、アイヌの人たちの思いや祈りがこめられていることを感じる。

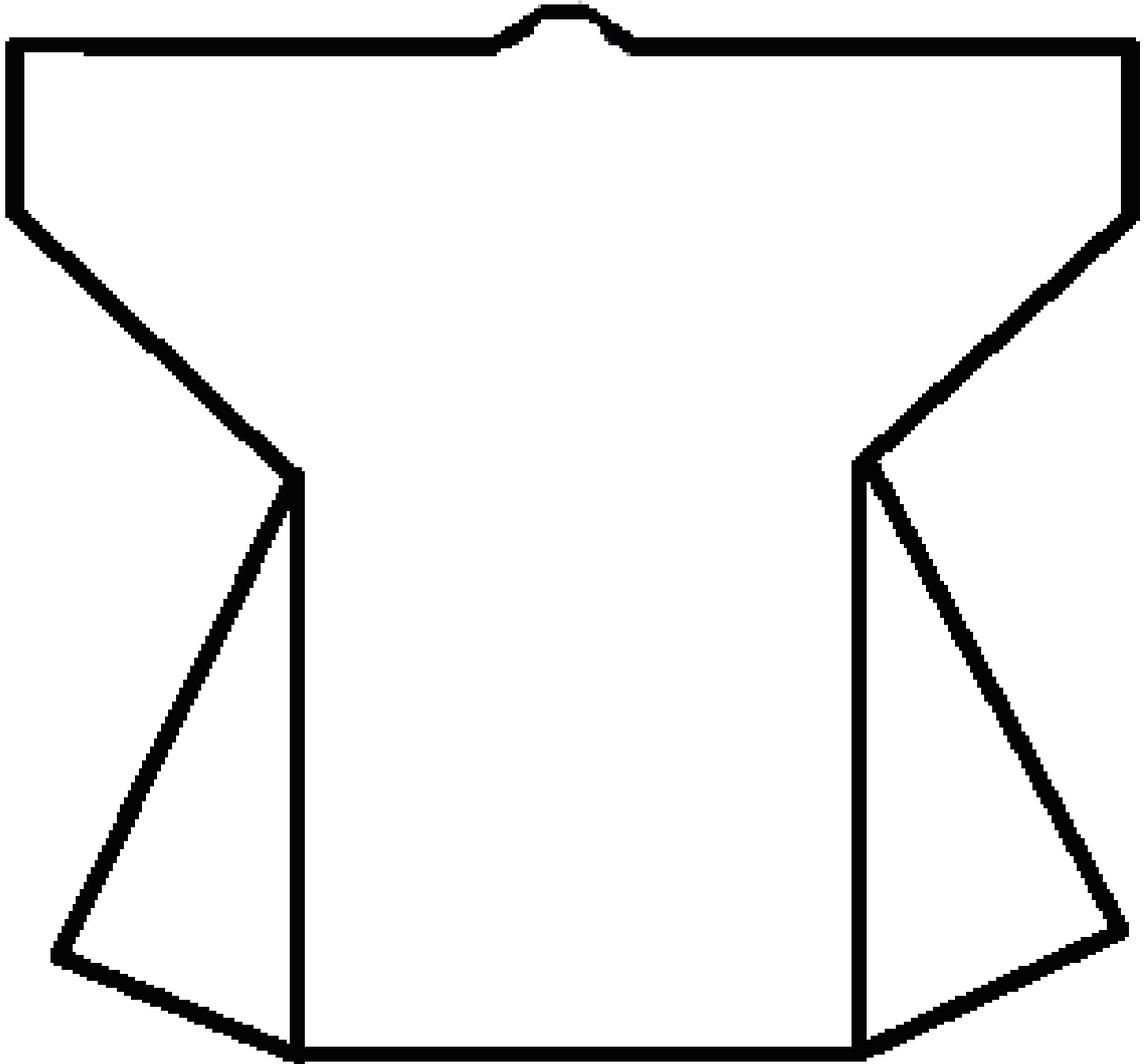
<参考資料など>

- ・「バーチャル国立アイヌ民族博物館」（国立アイヌ民族博物館 ウェブサイト） <https://nam-vm.jp/>
- ・国立アイヌ民族博物館 ウェブサイト <https://nam.go.jp/>
- ・ウポポイ 民族共生象徴空間 ウェブサイト <https://ainu-upopoy.jp/>
- ・「アイヌ文化ポータルサイト」（公益財団法人 アイヌ民族文化財団 ウェブサイト）
https://www.ff-ainu.or.jp/web/potal_bunka/index.html
- ・「アイヌ語ポータルサイト」（公益財団法人 アイヌ民族文化財団 ウェブサイト）
https://www.ff-ainu.or.jp/web/potal_site/index.html

アイヌ文化にふれてみよう

() 年 () 組 () 番 名前 _____

- 1 資料などを参考に、アイヌの衣服に文様を組み合わせせて描きましょう。アイヌの人々と同じように、着てもらう人を想像して、祈りを込められるとよいですね。



- 2 あなたはどのような思いで描きましたか。今日の授業をとおして感じたことを振り返ってみましょう。

アイヌ文化

アイヌ民族は日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族です。日本語と系統の異なる言語である「アイヌ語」をはじめ、自然界すべての物に魂が宿るとされている「精神文化」、祭りや家庭での行事などに踊られる「古式舞踊」、独特の「文様」による刺繍、木彫り等の工芸など、固有の文化を発展させてきました。古い記録から伝統的な踊りを復活させようと取り組む人たちが、新しいアイヌ音楽を創造する人たちも増えています。

出典：「アイヌ文化について」ウポポイ（民族共生象徴空間）ウェブサイト
<https://ainu-upopoy.jp/ainu-culture/>

アイヌ語のあいさつ

※現在のところアイヌ語に共通語はなく、それぞれの地域でそれぞれの方言が使われていたことがわかっています。この資料では「千歳の方言」をベースにしています。

- ・イランカラナテ [こんにちは]
- ・エイワンケ ア [お元気ですか]
- ・クイワンケ ワ [元気です]
- ・〇〇 セコロ クレヘ アン [私の名前は〇〇といます]
- ・イヤイライケレ [ありがとう]
- ・スイ ウヌカラアン ロ [また会いましょう]

参考：「アイヌ語教材テキスト（初級・千歳）」（公益財団法人 アイヌ民族文化財団）
https://www.ff-ainu.or.jp/web/potal_site/details/post.html

アイヌの衣服と文様に込めた思い

アイヌの衣服には樹皮から作られた樹皮衣、イラクサなどの繊維で作られた草皮衣、大型の魚の皮で作られた魚皮衣など、様々な種類があり、地域によっても特徴があります。また、木綿が大量に流入するようになると、華やかな文様で彩られた様々な木綿衣が作られるようになりました。

アイヌが身につける衣服には、切り伏せ（※）した布や刺しゅうなどによって、モレウ（渦巻き文）やアイウシ（棘の文様）と呼ばれる独特の文様が施されています。これらの文様には地方によってそれぞれの特徴があり、母から娘へと伝えられました。

襟や袖口、裾まわりなどに施された文様には、単に見た目を美しく飾るだけでなく、そこから「病気の神々」などが入り込まないようにする魔除けの意味があるとされます。しかし、普段着や作業着には文様の無い物もあります。

参考：「衣服・文様 文様に想いを込める」（阿寒湖温泉アイヌ文化推進実行委員会）阿寒アイヌ文化遺産ウェブサイト
https://www.akanainu.jp/culture/ifuku_monyou/

（※）「切り伏せ」とは、アイヌの衣服の代表的な装飾法の一つで、テープ状に切った絹や木綿の布を衣服の布上に置いて縫い付け、文様を表すものです。

い ふ く もんよう み
アイヌの衣服や文様を見てみよう

もめんい
木綿衣

アイヌの木綿衣には地域によって文様、あるいは手法に違いがあり「チカルカルペ」、「ルウンペ」、「カパラミツ」、「チヂリ」の4種類に分けられています。



チカルカルペ



ルウンペ



カパラミツ

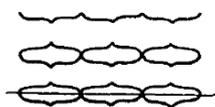


チヂリ

「アイヌ生活文化再現マニュアル 縫うー木綿衣ー」（公益財団法人 アイヌ民族文化財団 提供）
https://www.ff-ainu.or.jp/manual/files/2001_04.pdf

さまざま もんよう
様々な文様

※文様の意味や形も地方によって様々です。



1 アイウシ文



2 モレウ文



3 アイウシモレウ文



4 シッケウヌモレウ文



5～7 ャタサ文



8、9 シク文



10 ウレンモレウ文



11 シクウレンモレウ文



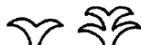
12 アイウシウレンモレウ文



13 シッケウヌウレンモレウ文



14 アバボエブイ文



15、16 アバボピラスケ文



17 エトコ文



18 ブンカル文



19 釣り鐘文



20



21



22



23

出典：「アイヌの民族衣服における文様の呪術的要素と地域差」（和洋女子大学紀要, 家政系編：諏訪原貴子, 鷹司綸子）

<https://wayo.repo.nii.ac.jp/records/581>

大きな地震が起きたときのことを考えよう

1 対象

小学校1年生～3年生

2 ねらい

災害発生時の避難所での生活を知り、自分事として考えるとともに、災害時であっても自分らしく生活する権利があることを知り、自分と他の人を大切にしようとする態度を育てる。

3 準備するもの

- ワークシート
- 資料（教師用）

4 解説

災害発生時は、被災した人に生活の困難が生じ、基本的人権が十分に守られない状況が生じることがあります。特に避難所では、通常の生活で感じたことのない不安やストレスを感じることもあります。このような状況において、高齢者や障がい者、病人やけが人、外国につながる人など、特別な配慮や支援が必要な「災害弱者」と言われる人のみならず、すべての人が安心して避難所生活を送れるように、それぞれの人が自分にできることに努めていきたいものです。

このワークは、「災害弱者」にも含まれる小学校低学年を対象にしています。まず、災害発生時などの状況を知った上で、どうしたら自分らしく安心して避難所で生活できるかを考えます。その上で、災害時においても、自分と他の人を大切に、支え合う態度を育てます。

なお、実際に被災した児童がいるかもしれないことなどをふまえ、被災状況の写真などを示す際は児童の実態や発達段階に応じて配慮することも必要です。

※災害発生時には自宅や自家用車などで避難生活をする場合もありますが、このワークでは対象年齢を考慮し、避難所に限定して考えるようにしています。

5 教科などとのつながり

生活科、総合的な学習の時間、特別活動 など

6 進め方（展開例） 45分

時間	学習の流れ（活動・内容）	留意事項	資料など
導入 10分	<p>◆学習の確認（2分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業の流れや留意点の説明を聞く。 <p>◆アイスブレーキング（8分）</p> <p>「仲間探し」</p> <p>①①～③のお題について、提示された4つの選択肢から1つを選ぶ。</p> <p>②同じものを選んだ人で集まる。</p> <p>③数名が理由を説明する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・授業の流れを説明する。 ・P4「学習の約束」を伝える。 ・「3つのお題」を行う。 ・様々な視点からの意見を引き出せるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料（教師用）
<p>・一人ひとり考え方や感じ方が違うこと、お互いの考え方や感じ方を尊重することが大切であることに気づかせる。</p>			

<p>展開 30分</p>	<p>◆アクティビティ（30分） 「大きな地震が起きたときのことを考えよう」</p> <p>①大きな地震が起きたときに、どのようなことが起こるか選択肢ごとに具体的に想像し、自分が困ると思うことについて考える。また、発生時の状況を確認する。 例) 「家が大きくゆれる」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家具が倒れてぶつかる ・食器が落ちて割れる ・倒れてけがをする <p>②避難所について知る。</p> <p>③自分が避難所に行くことになったら何を持っていくか考え、ワークシートの1に書く。 例) 自由帳、色鉛筆、本、絵本、カードゲーム、サッカーボール、お菓子 など</p> <p>④4人グループで伝え合い、ワークシートの2に書く。</p> <p>⑤全体で共有する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アクティビティの選択肢を示す。 ・写真を提示し、状況を想像させる。 (児童の実態によっては、写真を使用せずに言葉で説明してもよい。) ・生活が制限され、普段できていることができない状況になることを想像させる。 ・避難所においては制限も多くあるが、自分らしく生活する権利もあることを知らせ、持っていくものを考えさせる。 ・自分だけでなく、他の人も自分らしく過ごせることが必要であることに気づかせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料（教師用） ・ワークシート
<p>まとめ 5分</p>	<p>◆まとめ（5分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まとめの話を聞く。 ・授業をとおして、わかったことや考えたことをワークシートの3に書く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ねらいをおさえ、まとめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート

・災害発生時の避難所であっても、すべての人が自分らしく生活する権利があり、そのようなときこそお互いを大切にしようとする気持ちが大事である。

<参考資料など>

- ・「人権学習ワークシート集 一人権教育実践のために 第17集（小・中学校編）」神奈川県教育委員会（令和5年3月）
- ・「人権学習のための参加体験型学習プログラム 第3集」神奈川県教育委員会（令和3年3月）
- ・「災害写真データベース」一般財団法人消防防災科学センターウェブサイト
<http://www.saigaichousa-db-isad.jp/>



大きな地震が起きたときのことを考えよう

()年 ()組 ()番 名前 _____

1 ひなん所に行くことになったら、何を持って行きたいですか。理由も考えてみましょう。

私は _____ を持っていきます。

理由は _____

_____ だからです。

2 グループの他の人の意見を書きましょう。

()さん _____

()さん _____

()さん _____

()さん _____

3 わかったことや、考えたことを書きましょう。

アイスブレーキング 「3つのお題」 選択肢

- 1 好きな動物 「いぬ」「ねこ」「ことり」「うさぎ」
- 2 好きな遊び 「砂場遊び」「ボール遊び」「おにごっこ」「遊具遊び」
- 3 好きな乗り物 「車」「自転車」「新幹線」「飛行機」

アクティビティ 選択肢

大きな地震が起きたときに、どのようなことが起こるか具体的に想像し、自分が困ると思うことを考える。

「家が大きくゆれる」「津波がおきる」「電気がつかなくなる」

災害時の状況 例（全体に提示）



地震により倒壊したビル（令和6年）



地震による火災で焼失した街（令和6年）



津波で流された建物（令和6年）



土砂にうもれたバイク（平成23年）



避難所入口（平成29年）



救援物資配付の様子（令和6年）

写真提供：（一財）消防防災科学センター「災害写真データベース」

19 ケアラー（ヤングケアラー）の人権課題

【コラム】ヤングケアラーへの理解を深めよう

教室に次のような児童・生徒はいませんか？

- ◆授業中眠そうにしている
- ◆毎日急いで帰宅しようとする
- ◆遅刻・早退・欠席が多い
- ◆制服や体育着、上履きなどが洗えていない
- ◆お弁当などの、普段と違う準備が必要な行事に欠席する
- ◆保護者の記載が必要な書類が返ってこない
- ◆友達との交流が少ない



ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者のことです。本人・保護者が家事や家族の世話をすることなどを当たり前だと思っていたり、家庭内の問題のため他の人に言いにくいという場合も多く、表面化しづらいのが現状です。教職員が日頃から子どもたちの様子を注意深く観察し、変化に気づくことが大切です。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守り・声かけ・気づかいなどの情緒的ケアをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



障がいや病気のある家族に代わり、家計を支えるために働いている。



精神疾患やアルコール・薬物・ギャンブルなどの問題を抱える家族の情緒的ケアや周囲との調整などを行っている。



がん・難病のほか慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



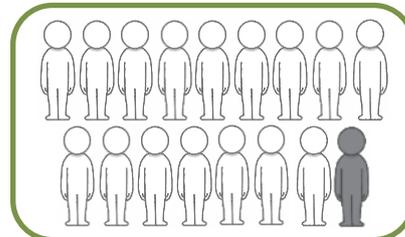
障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

こども家庭庁ウェブサイト「ヤングケアラーについて」 (<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer>) をもとに作成

ヤングケアラーってどのくらいいるのでしょうか？

令和2年度と令和3年度に文部科学省・厚生労働省が実施した調査では、世話をしている家族が「いる」と回答したのは小学6年生で6.5%、中学2年生で5.7%でした。中学2年生においては、約17人に1人が世話をしている家族が「いる」と回答したことになります。

17人にひとりニクラスに1～2人



ヤングケアラーが直面する問題は？

家族の介護などをしながら学校生活を両立するのは容易なことではありません。宿題や勉強の時間や、友だちと過ごす時間の確保が難しかったり、睡眠時間が不足したりすることもあります。進学や就職においても通学・通勤の時間を考慮するなど、選択範囲が狭くなることもあります。また、精神的にも肉体的にも負担がかかり、体調を崩してしまうこともあります。

一人ひとり抱えているものが違うので、一様に決めつけるのではなく、寄り添うことが必要です。

◆◇◆先生たちの悩み・疑問にお答えします◆◇◆

Q ヤングケアラーかもしれないと思っても、こどもはなかなか自分のこと・家のことを話したが
りません。どうすれば話してもらえるでしょうか。

A 児童生徒は、家庭の事情を話すことで、大切な家族が責められたり悪く思われることを強く恐
れています。聞き出そうとする姿勢を前面に出しすぎると、誰しも警戒し、嫌な気持ちになり
ます。大切なのは、事実を無理に突き止めることではありません。児童生徒にとって話したく
なる信頼できる大人ができること、「いつでも聴くからね」という言葉や態度でのメッセージ
を投げかけ続けることが大切です。

Q ヤングケアラーかもしれないこどもがいたときに、学校の現場だけでは対応できない部分も出
てきます。そんな時はどこと連携すればよいでしょうか。

A 日頃からスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、キャンパスカウンセラーなど
を含めた校内支援会議で、心配な児童生徒の情報共有を行うことをお勧めします。幼稚園や保
育所、小・中学校などその児童生徒が前に所属していた校園や、兄弟の所属する校園との連携
により、重要な情報が得られることがあります。児童福祉関係機関と連携する必要が出てくれ
ば、校内の意思決定に伴い、スクールソーシャルワーカーが連携の連絡調整を行います。スク
ールソーシャルワーカーが配置されていない学校の場合は、管理職や生徒指導担当教諭などか
ら、各自治体の児童福祉関係機関に連絡していただくとういでしょう。そこから、児童ケー
スワーカー等がその家庭に必要な関係機関（高齢、障害、保健など各関係機関）との支援の調整
を行うこととなります。

ヤングケアラーの場合は、心理的な支援だけでなく、家庭支援や環境調整が必要であり、関係
機関との連携は大切です。個人情報に配慮の上、連携してください。

出典：こども家庭庁ウェブサイト ヤングケアラー特設サイト「教育関係者の方へ」
(<https://kodomoshien.cfa.go.jp/young-carer/educator/>)

ヤングケアラー支援の強化に係る法律が成立・施行されました

令和6年6月12日に施行された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、子ども・
若者育成支援推進法が改正され、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認めら
れる子ども・若者」として、ヤングケアラーを国・地方公共団体などが各種支援に努めるべき対象と明記し
ました。

都道府県及び市区町村（こども家庭センターなど）において支援対象であるかの判断を行うに当たっ
ては、その範囲を狭めることのないように十分留意し、一人ひとりの子ども・若者の客観的な状況と主観的
な受け止めなどをふまえながら、その最善の利益の観点から、個別に判断していくことが重要であるとさ
れています。

<参考資料など>

- ・「ヤングケアラーについて」こども家庭庁ウェブサイト
- ・「ヤングケアラーって、実はけっこう身近なのかも」こども家庭庁ウェブサイト 特設サイト
- ・「令和2年度 ヤングケアラーの実態に関する調査研究」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式
会社）
- ・「令和3年度 ヤングケアラーの実態に関する調査研究」（株式会社日本総合研究所）
- ・「『子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律』の一部施行について（ヤングケアラー関係）」こ
ども家庭庁通知（令和6年6月12日）

【コラム】人と人がつながり合う社会をめざして

望まない「孤独・孤立」の状態にあり、生きづらさを抱えながらも「助けて」と言えない人たちがいます。「孤独・孤立」には、家族や集団、制度や社会的役割からの孤立など、様々なケースがあり、最悪の場合、「自殺」の引き金、「孤独死」の要因になってしまうこともあります。

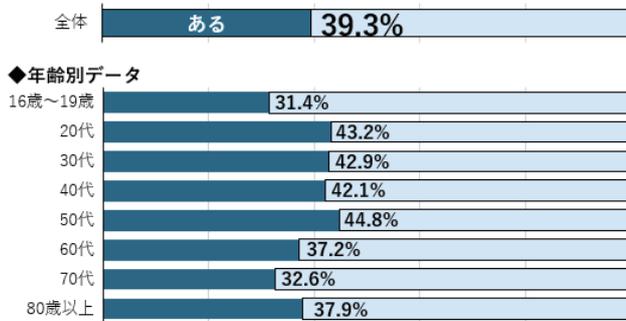
「孤独・孤立」は、人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得るもので、社会全体で対応しなければならぬ問題です。

現代社会では、人と人が寄り添い、支え合うことが難しくなっており、この「孤独・孤立」が大きな課題としてクローズアップされています。近年、家族間の関わり、地域との関わりが希薄になり、職場では、働き方が多様化しています。「孤独・孤立」となる大きな原因の一つは、このような家庭や地域、職場における「環境の変化」だと言われています。

とっとり市報（2023.4 No.1152）「特集 ひとりぼっちをつくらない！地域社会の創造を目指す」を参考に編集

「孤独であると感じることがありますか」

約40%が孤独を感じたことがあります。



孤独を感じることは 誰にでも起こりえます

内閣府が行った調査によると、孤独であると感じることが「ある」と答えた方が約40%という結果が出ています。

これは多くの人が孤独に悩んでいるということ。決して他人事ではありません。



内閣府「人々のつながりに関する基礎調査(令和6年)調査報告書」(https://www.cao.go.jp/kodoku_koritsu/torikumi/zenkokuchousa/r6/pdf/tyosakekka_gaiyo.pdf)をもとに作成

孤独・孤立対策に向けた取組の例 (神奈川県内)

誰もが尊重される居場所づくり 認定NPO法人フリースペースたまりば

「川崎市子ども夢パーク」は、「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づいて、2023年7月に設置された施設です。「夢パーク」を管理・運営しているのは、「認定NPO法人フリースペースたまりば」です。学校や家庭・地域の中に居場所を見出せない子どもや若者、その保護者とともに、一人ひとりが安心して過ごせる居場所をつくることを掲げ、子どもや若者たちが集う場をつくり続けています。

孤独・孤立になっても助けを求め、声を上げやすい、声をかけやすい社会をみんなで作っていくことが大切です。



横浜市立横浜総合高等学校「ようこそカフェ」 公益財団法人よこはまユース

横浜市立横浜総合高校には、生徒が気軽に立ち寄れる校内居場所カフェ「ようこそカフェ」があります。これは、様々な事情を抱える生徒がリラックスできる場所を提供し、相談窓口としての役割も担っています。週に一度、水曜日にオープンしています。無料の軽食やお菓子を提供し、おしゃべり、勉強、相談など、生徒が自由に過ごせる場となっています。

地域の人々が交流できる「家庭の食卓の延長の ような食堂」 多世代食堂「おむすび」

大磯駅にほど近い住宅地にあるお寺・東光院。そのすぐ隣の戸建てに多世代食堂「おむすび」があります。子ども食堂や炊き出しのような、困っている人の支援とは異なり、地域の人々の交流の場を目指したユニークな食堂です。特徴は、調理は利用者たち自身が行うこと。子どもも高齢者も話をしながら一緒に調理して食事をすることで、地域の異世代交流の機会となっています。

<参考資料など>

・「さぼなびかながわ 取組紹介」神奈川県ウェブサイト 孤独・孤立対策ポータルサイト

自分だけのおし花をさかせよう

1 対象

小学校1年生～3年生

2 ねらい

好きなことをとおして自分を見つめることで、ありのままの自分を受け止め、大切に思う心を育む。また、それぞれの違いを個性ととらえ、それを認め合うことで、お互いを尊重し合うことの大切さを考える。

3 準備するもの

○ワークシート1、2

4 解説

「人権を尊重する」とは自他の人権を正しく理解し、相互に尊重し合うこと。つまり、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」です。人権教育の基盤になる自己肯定感を高めるためには、「人と違ってよい」「今の自分でよい」と、ありのままの自分を受容する心が必要です。また、他者から認められる、受け入れられるという実感を積み重ねることで、自己肯定感を支える自信につながります。このワークをおして、人に認められる体験、自分を見つめる活動から自分も他者も大切にしていこうとする心を育みます。

5 教科などとのつながり

国語、特別の教科 道徳、特別活動 など

6 進め方（展開例） 45分

時間	学習の流れ（活動・内容）	留意事項	資料など
導入 10分	<p>◆学習の確認（2分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業の流れや留意点の説明を聞く。 <p>◆アイスブレーキング（8分）</p> <p>「いいねりレー」</p> <ol style="list-style-type: none"> ①グループで発表順を決める。 ②自己紹介／最近のうれしかったこと・楽しかったことなどを一人ずつ短い文で発表する。聞いている人は、一文ごとに笑顔で「いいね」と言う。 ③感想を伝え合う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業の流れを説明する。 ・P4〔学習の約束〕を伝える。 <ul style="list-style-type: none"> ・4人程度のグループをつくる。 ・自己開示が苦手な児童がいる場合、事前に活動内容を知らせておくことで話す内容を準備できるようにする。 	
		<p>【例】「〇〇が好きです」「いいね！」 「昨日カレーを食べました」「いいね！」 「飼っている犬と散歩しました」「いいね！」</p>	
			<p>・活動をおして、他者から認められる喜びや、受け入れられる安心感を実感する。自分について他者へ伝えることへの抵抗感を和らげる。</p>

展開 30分	<p>◆アクティビティ1 (15分) 「おし花をさかせよう」</p> <p>①自分のおし(好きなもの)をワークシート1の真ん中に書く。</p> <p>②おしの好きなところ(おしポイント)を花びらに書く。</p>	<p>・ワークシートを配付し、書き方を説明する。</p> <p>・学年や発達段階によって、書くことが負担になる場合もあるので、次のことを伝える。</p>	・ワークシート1
	<p>③おし花をグループで紹介し合う。</p>	<p>・文字ではなく、絵でもよい</p> <p>・花びらはすべて埋めなくてもよい</p> <p>・友だちや先生にアドバイスをもらってもよい</p> <p>・相手を認めるリアクションなどが見られたときは価値づけし、温かい雰囲気づくりを促す。</p>	
<p>・それぞれのおし(好きなもの)を紹介し合う中で、人それぞれ感じ方やとらえ方に違いがあり、それが個性であることに気づく。</p>			
まとめ 5分	<p>◆アクティビティ2 (15分) 「自分おし花をさかせよう」</p> <p>①真ん中に名前を書き、自分の好きなものや得意なことなどを花びら1～2枚に書く。</p> <p>②グループでワークシート2を順番に回し、お互いの「いいね!」と思うところを花びらシートに書き合う。</p> <p>③自分おし花をつくった感想をワークシート2に書き、グループで伝え合う。</p>	<p>・何を書くか悩んでいる児童には、アイスブレイキングと関連付けて考えさせるとよい。</p> <p>・どんな些細なことでもよいことを確認する。</p>	・ワークシート2
	<p>◆まとめ (5分)</p> <p>・授業をとおして感じたこと、考えたことをグループや全体で共有する。</p>	<p>・授業をとおして児童から出された考えや記述をもとに、ねらいをおさえ、まとめる。</p>	
<p>・好きなことをとおして自分を見つめることで、ありのままの自分を受け止め、大切に思う心を育む。</p> <p>・それぞれの違いを個性ととらえ、それを認め合うことで、お互いを尊重し合うことの大切さを考える。</p>			

<参考資料など>

- ・「人権学習ワークシート集 一人権教育実践のために 第15集(小・中学校編)」神奈川県教育委員会(平成29年2月)
- ・「人権学習ワークシート集 一人権教育実践のために 第16集(小・中学校編)」神奈川県教育委員会(令和2年3月)

自分じぶんだけのおしおし花はなをさかせよう

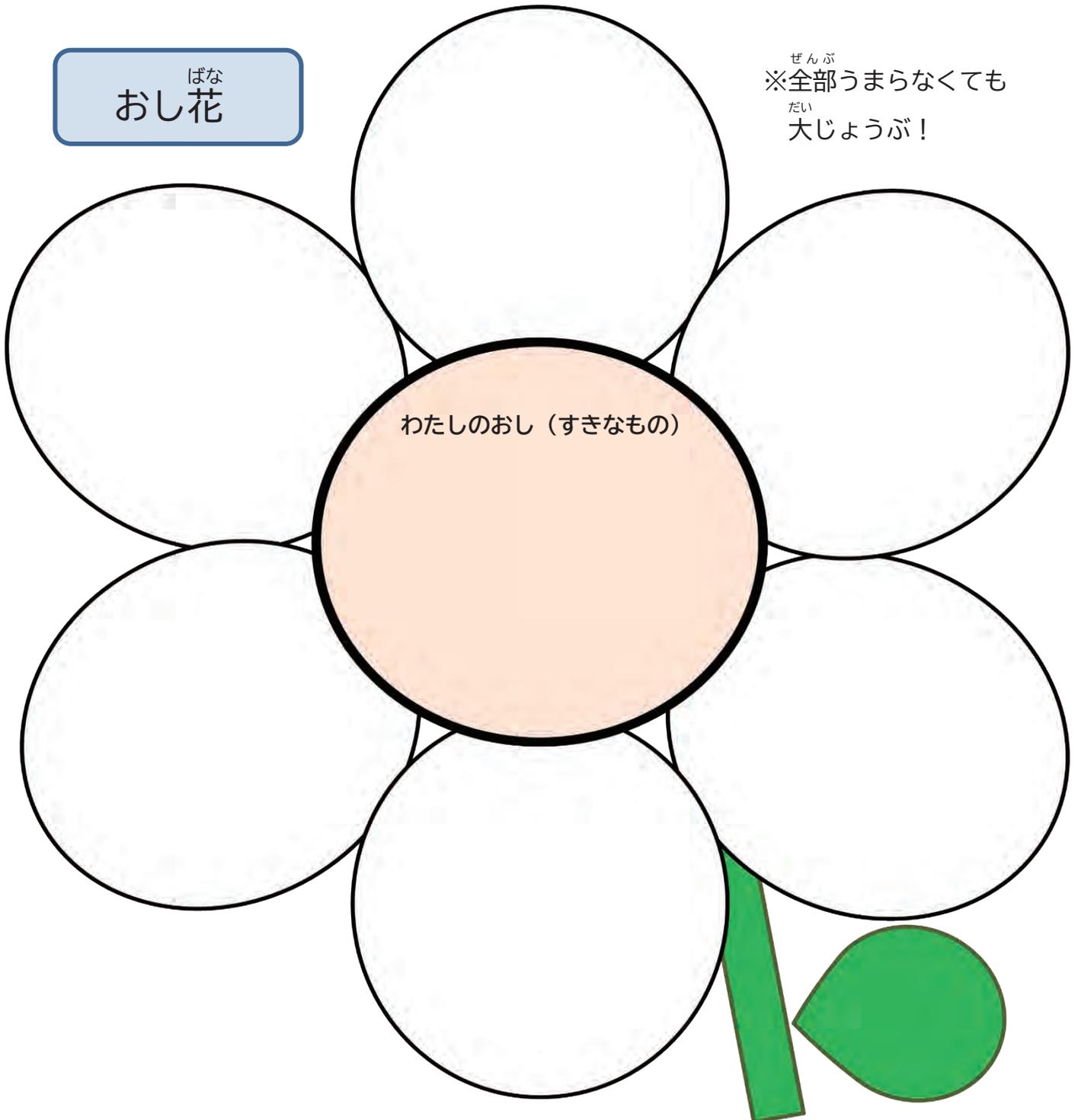


()年ねん ()組くみ ()番ばん 名前なまえ _____

- ① まんなか中に、自分じぶんのおしおし (すきなもの) を書かこう
- ② まわりの花はなびらに、おしのすきなところを書かこう
- ③ 友だちともに、おし花はなをしょうかいしよう

おし花おしはな

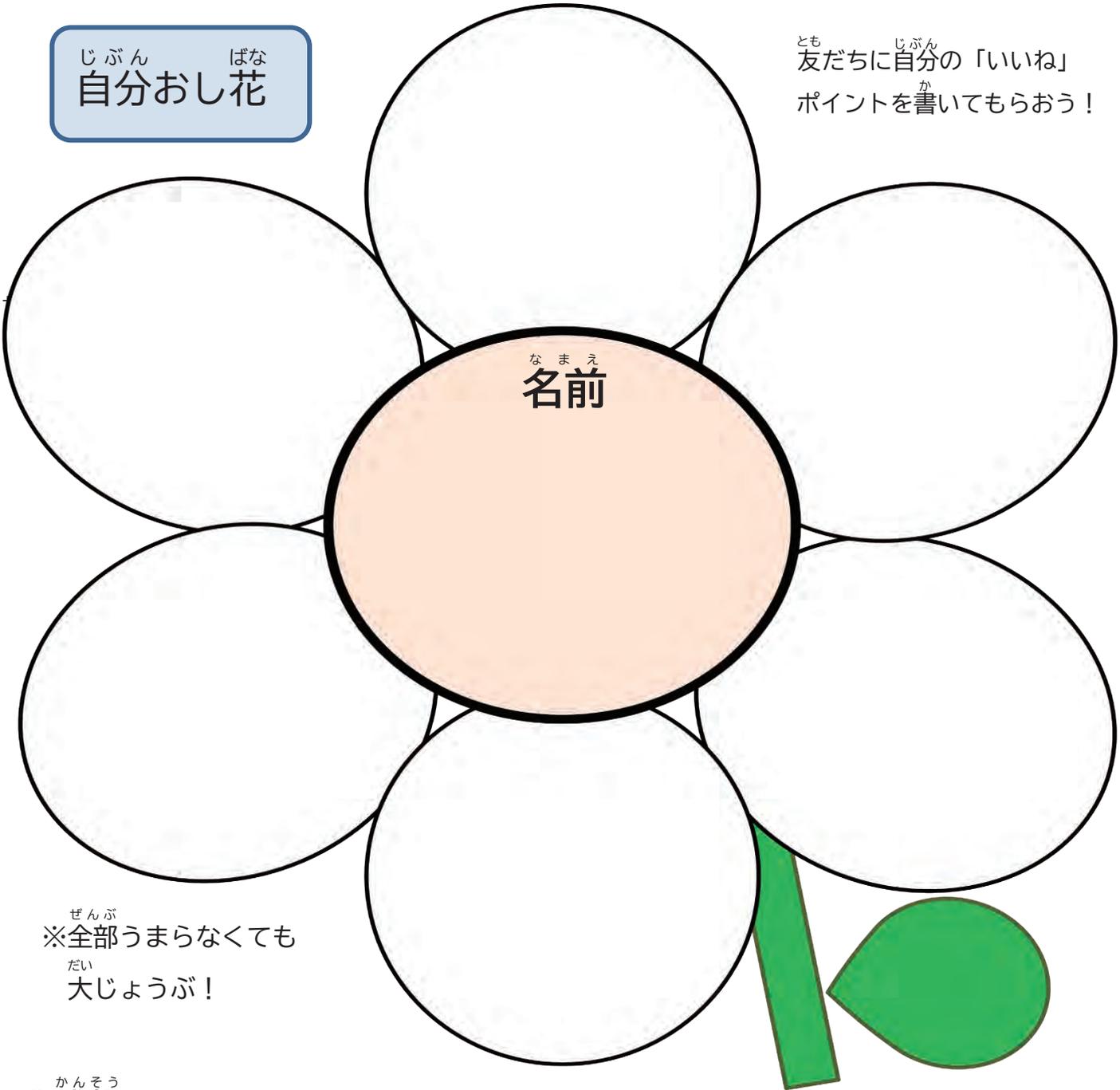
※全部ぜんぶうまらなくても
だい
大じょうぶ!



- ① ^{はな}花びら1～2まいに、^{じぶん}自分のすきなものや、^いとく^か意なことを書こう
- ② ^{じぶん}自分についての^{はな}花びらを、^{とも}友だちに^か書いてもらおう
- ③ ^{かんそう}感想を書いてつたえ合おう

^{じぶん}自分 ^{ばな}おし花

^{とも}友だちに^{じぶん}自分の「いいね」
^かポイントを書いてもらおう！



^{ぜんぶ}※全部うまらなくても
^{だい}大じょうぶ！

● ^{かんそう}感想

A large, empty rounded rectangular box with a blue border, intended for writing reflections.

カカンポン王国からの使者

1 対象

小学校4年生～6年生、中学生

2 ねらい

言葉の通じにくい相手とのコミュニケーションを疑似体験し、自分と異なる文化や考え方を持った人との関わりにおいて、想像力を働かせ、違いを否定せず相手を尊重する態度を育てる。

3 準備するもの

- ワークシート
- 王国のおきてカード（二つ折りで中が見えないようにする）
- （必要に応じて）カカンポン王国をイメージできる装飾や服装（白い服を羽織るなど）

4 解説

「カカンポン王国」という架空の国を設定し、その国の人との関わりを疑似体験することで、多文化理解を深めるワークです。架空ではありますが異文化に触れることで、違いに対する戸惑いや、それによる排除につながる構造に気づき、多文化共生の在り方を主体的に考えることにつながります。

実施にあたっては、特定の国や民族など、実在の集団と結びつけないこと、差別的な発言が出た場合は、その場で指摘し、その発言が出た背景を丁寧に問い返すことが必要です。また、全て架空の設定のため、授業後にこの設定を引きずらないよう、学級において確認をするようにしてください。

5 教科などとのつながり

特別活動 など

6 進め方（展開例） 45分または50分

時間	学習の流れ（活動・内容）	留意事項	資料など
導入 5分	<p>◆学習の確認（5分）</p> <p>①授業の流れや留意点の説明を聞く。</p> <p>②場面設定を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ❖カカンポン王国（架空）から日本に派遣された人たちが、学校に来てくれている。 ❖カカンポン王国の人たちは日本語を話せないが、ある程度聞き取ることができる。 ❖これから各グループにカカンポン王国の人が一人ずつ入り、交流する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業の流れを説明する。 ・P4〔学習の約束〕を伝える。 ・場面設定に現実味を持たせて説明する。 ・「カカンポン王国」というのは架空の設定であることに留意する。 ・敬意を持って接するよう伝える。 	
	<p>◆アクティビティ（小33分、中38分）</p> <p>①5～6人のグループをつくり、代表を1人決める。全グループの代表者が決まったら、代表者は集合する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・廊下など、代表者以外に話が聞こえない場所に集合させる。 ・代表者がカカンポン王国の人の役になることを、ここで伝える。 	

<p>展開 小学校 33分 中学校 38分</p>	<p>②各グループの代表者以外の児童・生徒は、カカンポン王国の人にインタビューする内容を2つ程度考える。</p> <p>③質問を考えている間、各グループの王国の人役は廊下で「王国のおきてカード」を読み、インタビューに答える際のルールを覚える。</p> <p>④王国の人役が各グループに戻る。教師の【セリフ】を聞き、王国の人役がそれぞれのグループで名前を言う。</p> <p>⑤グループ員が順番に質問をする。王国の人役は「王国のおきてカード」のルールに従って答える。</p> <p>⑥全員のインタビューが終わったら、どのようなルールだったのかを聞く。</p> <p>⑦ワークシートの1と2を書く。</p> <p>⑧⑦をグループで伝え合う。</p> <p>⑨質問者がルールを理解した上で、2回目のインタビューをする。</p> <p>⑩ワークシートの3を書く。</p> <p>⑪⑩をグループで伝え合う。</p>	<p>・「はい」または「いいえ」で答えられる内容にするよう伝える。</p> <p>・個人で考えるのが難しい場合、グループで相談してよいことを伝える。</p> <p>・「王国のおきてカード」を配付し、ルールを説明する。</p> <p>・全ての王国の人役がルールを十分に理解したことを確認する。</p> <p>・【ルール③】については、教師がグループごとにアドバイスするとよい。</p> <p>【セリフ】 「では、私から名前を質問します。名前を言ってもらったら、各グループでインタビューをはじめてください。『マサナミ イサタク テエシオ エマナカポン？（名前をおしえてください）』」</p> <p>・質問者と王国の人役の両方とも、困ったときは教師を呼ぶように伝えておく。</p> <p>・教師の指示により、各グループ同時に実施する。</p> <p>・「無視されて嫌だった」「悲しい気持ちになった」など、否定的な意見が出てよい。</p> <p>・相手のことをよく知らなかったり、自分の考えと違ったりすると、心が穏やかでなくなり、態度が悪くなる可能性があることを振り返らせる。</p> <p>・ルールを知ることによりよい雰囲気できりとりできることに気づかせたい。</p>	<p>・王国のおきてカード</p> <p>・ワークシート</p>
<p>まとめ 7分</p>	<p>◆まとめ（7分）</p> <p>・授業の感想や考えたことを書く。</p> <p>・まとめの話を聞く。</p>	<p>・授業をとおして出された考えや記述をもとに、ねらいをおさえ、まとめる。</p> <p>・この活動は架空の設定であり、授業後にこの設定を引きずらないことを確認する。</p>	<p>・ワークシート</p>
<p>・相手の文化や考え方を理解することで、より相手に思いやりを持ち、尊重して接することができる。まずは相手を理解しようとするのが大切である。</p>		<p>・自分と異なる文化や考え方を持った人との関わりにおいて、想像力を働かせ、違いを否定せず相手を尊重することが大切である。</p>	

カカンポン王国からの使者

()年 ()組 ()番 名前 _____

- 1 最初のインタビューのとき（質問者がルールを知らないとき）に感じた自分の気持ちを書きましょう。

- 2 質問者：王国のおきて（ルール）を知ったときに思ったことを書きましょう。
 王国の人：王国のおきて（ルール）を伝えたときに思ったことを書きましょう。

- 3 2回目のインタビューのとき（質問者がルールを知っているとき）に思ったことや感じたことを書きましょう。

- 4 今日の授業の感想や考えたことを書きましょう。

カカンポン王国からの使者【王国のおきてカード】

- あなたは、カカンポン王国の人の役です。
- あなたの名前は「（自分の名字または下の名前を逆に読む）」です。
- あとで先生が「マサナミ イサダク テエシオ エマナ カポン？」と言ったら、グループの人に「（名前） カポン」と言ってください。そうしたらインタビューが始まります。
- 次に、ルールを3つ覚えてください。

【ルール①】

返事は、「はい」か「いいえ」の2つです。

「はい」の場合は、うなずきながら「カカン」と言ってください。

「いいえ」の場合は、首を横にふって「ンポン」と言ってください。

【ルール②】

次のように感じた場合は、何も反応をしない（返事をしない）でください。

○態度がえらそう ○ばかにされている ○嫌な質問だ ○嫌な感じがする

【ルール③】

あなたが、次の（1）～（3）から1つ選んでください。

（1）大きな声の人の質問には返事をしない。（ふだんおだやかに生活しているの
で、大声がこわい）

（2）はやく話す人の質問には返事をしない。（言葉が聞き取れない）

（3）ある色（黒など、自分で決めた色）を身につけている人の質問には返事をしない。
（その色がこわい）※自分が身につけていない色にしよう

この3つのルールは、あなただけが知っています。
先生からの指示があるまで、教えてはいけません。

みかたをかえれば、せかいがかわる！

- 1 対 象 小学校1年生～6年生
- 2 ね ら い 見方を変えることで、今まで見えていなかったものが見えるうれしさを感じる。
- 3 準備するもの くるりんば イラスト集（⇒88ページ）
- 4 所要時間 約15分
- 5 進め方
 - ①イラストを全体に提示し、何に見えるかをグループで伝え合う。
 - ②提示したイラストをひっくり返し、何に見えるかをグループで伝え合う。
 - ③①と②を繰り返し、グループや全体で感想を伝え合い、気づいたことを発表する。

6 解 説

「これは〇〇だ」と決めつけて見るのではなく、想像力を膨らませて「他にも何かあるかも」という見方をするすることで、見え方が変わることを体験し、うれしい気持ちになるミニワークです。友だちとの関わりの中でも、「この人は〇〇だから」などと決めつけるのではなく、見方を変えることで今まで見えていなかったよいところを見つけることができること、さらに、見つけたよいところを伝えられるとお互いにうれしい気持ちになることを伝えます。このミニワークをとおして、思い込みや決めつけをせず人と関わることの大切さにつなげることもできます。

他己紹介に挑戦しよう～クラスメイトになりきって自己紹介～

- 1 対 象 中学生
- 2 ね ら い クラスメイトの「その人らしさ」や自分らしさに気づき、それぞれのよさを認め合う態度を育てる。
- 3 準備するもの ワークシート（⇒89ページ）
- 4 所要時間 約15分
- 5 進め方
 - ①2人組になり、相手の印象やイメージをワークシートのミッション1に書く。
 - ②お互いにインタビューをして他己紹介の情報を集めて、ワークシートのミッション2に書く。
 - ③4人程度のグループをつくり、1人1分程度でクラスメイトを紹介する。
 - ④活動をして気づいたことをワークシートに書く。

6 解 説

相手の話を丁寧に聞き、内容を理解しようとするすることで、相手の気持ちや考えを尊重する力を育みます。また、お互いに紹介し合うことをとおして、互いのよさや個性に気づくことができ、自分でも気づいていなかった「自分らしさ」を知ることもつながります。それぞれのよさを認め合うとともに、コミュニケーション能力の向上にもつながることができます。

くるりんぱ イラスト集



〈イラスト〉くるりんぱ「だ〜れ？」 くるりんぱ「な〜に」 作・絵：マルタン
※イラストの使用は、授業及び教育に係る研修での使用に許諾を得ています。

ミニワーク②

他己紹介た こしょうかいに挑戦ちょうせんしよう～クラスメイトになりきって自己紹介じ こしょうかい～

()年()組()番 名前

ミッション1 「相手の印象あいて いんしょうやイメージかを書いてみよう」

ミッション2 「インタビューじょうほうをして情報あつを集めよう」

名前 <small>なまえ</small> は？	最近 <small>さいきん</small> はまっていることは？
趣味 <small>しゅみ</small> や部活動 <small>ぶかつどう</small> は？	好きな()は？
最近 <small>さいきん</small> あったGood <small>ぐっど</small> ニュースは？	嫌いな()は？
自由質問 <small>じゆうしつもん</small>	自由質問 <small>じゆうしつもん</small>

ミッション3 「みんなにクラスメイトしょうかいを紹介してみよう」

この活動かつどうをして気づいたこときを書きましよう。

参考資料など

1 P62に掲載のワークで使用する動画

人権啓発動画「インターネットはヒトを傷つけるモノじゃない。」(MOJchannel/法務省)

①学校等でのSNSいじめ編 30秒バージョン https://www.youtube.com/watch?v=JaplkaWWiWk	
②SNS・掲示板等での匿名の誹謗中傷編 30秒バージョン https://www.youtube.com/watch?v=HNQt9Li22TA	
③SNS等での情報の拡散による誹謗中傷編 30秒バージョン https://www.youtube.com/watch?v=HKbvn0J6Rdw	
④著名人への誹謗中傷編 30秒バージョン https://www.youtube.com/watch?v=v7IpQWSp49U	

2 指導資料、啓発資料など

人権教育の推進を図るため、指導資料や啓発資料などを作成しています。指導資料や啓発資料などは、県のウェブサイトでご覧いただけます。ぜひご利用ください。

①県のウェブサイト「人権教育」 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t8d/hr_edu/top_page.html (リンクページ) ○かながわ人権施策推進指針(第2次改定版) ○学校におけるセクハラ・わいせつな行為をなくすために ○人権教育指導資料・学習教材の紹介 ○人権啓発ポスター	
②県のウェブサイト「人権教育指導資料・啓発資料等の紹介」 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t8d/hr_edu/siryoubu.html (掲載資料) ○人権教育ハンドブック ○児童虐待対応マニュアル(県立学校教職員向け 保存版) ○児童虐待対応マニュアル(小・中学校教職員向け 保存版) ○性的マイノリティについて理解する ○性的マイノリティについて理解する～あなたが相談されたらどうしますか?～ ○神奈川県人権教育推進の手引き ○心みつめて ○同和問題(部落差別)の正しい理解のために ○人権啓発冊子「HUMAN RIGHTS 人権を考える」	
③県のウェブサイト「人権教育学習教材の紹介」 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t8d/hr_edu/kyouzai.html (掲載資料) ○人権学習ワークシート集(高校編) ○人権学習ワークシート集(小・中学校編) ○人権学習プログラム集(社会教育編)	

人権学習ワークシート集

—人権教育実践のために 第18集（小・中学校編）—

発行年月日 令和8（2026）年3月

発行 神奈川県教育委員会

編集責任者 教育局行政部行政課長 飯田 馨

印刷所 （有）シュープ rint



教育委員会教育局行政部行政課人権教育グループ
〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話(045)210-1111(代表)